



Title	臨床と対話
Author(s)	中岡, 成文
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/13045
rights	(c) 大阪大学21世紀COEプログラム インターフェイス の人文科学 / Interface Humanities
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka



第Ⅲ部
インターフェイスの諸相
——科学・芸術・ケア

総括報告 COE授業「科学技術と倫理」

稲葉一人

1. 「科学技術と倫理」―始まりと最終プログラム

科学技術と倫理は、筆者が総合コーディネーターとなり、中岡教授、COE研究員（屋良、家高さん）らのご協力を得ながら、4年間行われた。

初年度は、このような講座は本邦でも初めてであったため、旧知を利用し、また、文献等で知られた日本での高名な諸先生に、電話・メールを駆使してお願いしたが、ほぼ全ての先生方から快諾を受けた。二年目は、①原則として、2回の連続講義ではなく、全て1回にする、②若手の研究者を増やす、三年目は、①前年度に引き続きお願いする講師を減らし、新しい講師を増やす、②前年度に引き続いてお願いする講師には、前年度を更に発展するようにお願いするとして、出来上がったのが、以下の2006年度のプログラムである。単年度のプログラム（毎週1回、90分）としては、これ以上のものは望めないと自負しており、いわば「オール日本」の布陣を敷くことができた。また、この講義は、一方向的なものではなく、講義終了後には、筆者が司会をする形で、受講生と講師との双方向的なコミュニケーションを図っている。

受講生は、当初は大阪大学豊中キャンパスであったが、三年目から中ノ島キャンパスとすることで、社会人の出席が多くなり（かえって学生には迷惑をかけた）、毎回30名前後の方が集い、講義後の講師と受講生との懇談もほぼ毎行なわれることとなった。

2006年度 大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文科学」
公開講座「科学技術と倫理」の講義の日程と講師

日	テーマ	講師
		講義の紹介ないし要旨（一部記載のない部分がある）
4.10	「今日の課題としての科学技術と倫理」	稲葉一人（科学技術文明研究所・特別研究員） 中岡成文（大阪大学大学院文学研究科教授、大阪大学コミュニケーションデザイン・センター長）
4.17	「公共的対話のための哲学的方法論」	中岡成文（同）
		知識社会・リスク社会という環境の中で、情報や対話を媒介・仲介する人々や仕組みが必要です。科学技術の分野では、科学技術コミュニケーター（あるいはファシリテーター）の役割が注目されています。しかし、「どのような対話」「どのように促進（ファシリテート）」できるのかをじっくり考えないと、対話は上滑りする恐れがあります。科学技術に関する市民参加型コミュニケーションには、他にも問題があります。情報公開の流れは定着していますが、何でも公開し、透明化・均準化すればよいとは言えません。すべてのことに市民が直接関与するというより、ある種のことは「委任」して済ませるべきではないのか。市民参加に賛成する一方で、「新しい専門家」の必要を唱える人びともいます。以上のようなことについて、一緒に考えてみたいと思います。
4.24	「遺伝、遺伝子、DNAと市民生活」	武部 啓（近畿大学大学院遺伝カウンセラー養成課程・客員教授）
5.8	「動物への配慮と科学技術」	伊勢田哲治（名古屋大学情報科学研究科・助教授）
		進化論の確立などを通して動物が人間と非常に近い存在であることを明らかにしてきたのも科学なら、その動物を知識の獲得や医療のために利用してきたのも科学である。本講義では、動物への配慮が科学技術の中で現在ど

		のような位置を占めているかということを、動物実験への倫理的規制の問題を中心に論じる。動物実験反対運動には19世紀以来の長い歴史があり、動物実験を行う科学者の側の、動物福祉の取り組みも1950年代以降本格化してきている。ただ、両者の取り組みは必ずしも平和な協力関係にあるわけではなく、英語圏を中心にさまざまな対立や社会的問題を引き起こしてきている。本講義ではこの対立の背景にある倫理的な前提を掘り下げ、動物はいかに扱われるべきか、特に日本では今後どういう取り組みが必要になるかという問題について考察していきたい。
5.15	「科学社会学のすすめ」	松本三和夫（東京大学大学院人文社会学系研究科・教授）
		巷では、科学者は社会に広く科学を伝えることが必要、と説かれる。他方、社会の側から科学の営みに積極的にはたらきかける動きも顕在化している（例、応用倫理、産学連携）。この講義では、そのように科学が社会に歩み寄り、社会が科学にはたらきかける双方向の動きにおいて、科学社会学という学問がどのような批判的機能をもちうるかを説明したい。科学社会学をマスターすれば貴方の知的世界はバラ色となるであろう、とは、私にはいえない。何色になるか、それはわからない。それでも、科学社会学の視点から科学技術と社会の相互関係を捉えなおしてみたい。そういう受講者の諸氏を待つ。
5.29	「科学者の不正行為」	山崎茂明（愛知淑徳大学文学部・教授）
6.5	「誰が科学技術について考えるのか」	小林傳司（大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授、副センター長）
6.12	「科学者の社会的責任」	蔵田伸雄（北海道大学大学院文学研究科・助教授）
		かつての「科学者の社会的責任」論では、科学者には科学の応用である技術が「悪用」されないようにする責任があると考えられていた。しかしバイオテクノロジーや先端医療技術等の問題が注目され、科学と技術との区別が曖昧になるにつれて、「技術の〈悪用〉」のみならず、科学技

		術そのものが社会に与える影響やリスクについて考える必要が生じてきた。そのため科学者の社会的責任についても別のモデルが必要になる。それは研究者集団が自己規制を行うというモデルと、科学技術に関する民主的決定のために「アカウンタビリティ」(説明責任)をはたすというモデルである。このような観点から、現代の科学者の社会的責任について改めて考えてみたい。
6.19	「科学技術と裁判」	稲葉一人 (科学技術文明研究所・特別研究員)
6.26	「患者にとって薬の公開とは」	柳川忠二 (東邦大学薬学部・教授)
		「患者にとって薬は公開されているか」 以下のような項目を一緒に考えたいと思っています。1. 薬って何だろう。最近の小泉首相の発言に、「薬もコンビニで買えるようになった」と言うものがあり、国会でもめたことは記憶に新しいと思われる。何故このような言葉が出てきたか、という点、規制緩和の1つとして大衆薬(OTC薬)を見直し医薬部外品に変更してコンビニに置くようにしたことから始まった論議で、法的には医薬品ではなくなっているものである。コンビニに置くようにした理由：夜間でも買える。緊急時薬局が空いていない。この程度のものが緊急時に必要か。本当に夜間の販売は必要か。2. 患者の権利とは 医師から処方してもらう薬は患者がどこまで薬について主張できるのだろうか。主張する前にその薬についてどこまで知識があるのだろうか。あるいは調べることが可能であるか。患者の知る権利はどこまで探求できるか。3. 消費者の権利 消費者の立場で見ると、"薬は患者が選ぶもの"という言葉が使われ出しているが、本当に患者が医薬品を選択できるのだろうか。4. リスクマネジメント対策 医療が本質的に持っているものは、リスクであるといわざるを得ない。中でも医薬品はリスクとベネフィットのバランスの上に存在するもので、そのことがどの程度国民あるいは患者に公開されているのであろうか。

7.3	「科学と政策決定」	平川秀幸（大阪大学コミュニケーションデザイン・センター助教授）
		科学が政策決定の基盤になってきたのは20世紀以降の動向ですが、たとえば、「リスク」に関しては科学的な測定だけで十分だという訳ではありません。科学的な見地以外に、社会的・倫理的なリスク受容を把握することや、そもそも科学的な調査自身がどのような枠組みで行われているのかということも、今日では問題になっています。そして、科学の対象だけではなく、科学自身にも「不確実性」があるということを踏まえて、政策決定に関する制度を改変していくことも大きな課題です。このように「科学と政策決定」には様々な課題があるが、講義では、具体例に基づいて説明する。
7.10	「科学ジャーナリズム」	林 衛（富山大学人間発達科学部・助教授）
		今年の講座では、フリーランス科学ジャーナリストの実態について総合研究大学院大学共同研究＜科学・技術・社会論の構築＞論文集に発表した内容を中心にお話したいと考えている。今大学が科学コミュニケーター養成を掲げているいろいろなコースをスタートさせています。しかしそういったコースをでてもそういった仕事は少ないので就職先は限られるのではないかと、といった予想がされているのですが、実際には日本には科学ジャーナリストとよんでよい活動をしている人がたくさんいるのです。だとしたら、大学がやる課題として、競争率の高い世界に飛び込める人材を育てる、業界の問題点をみだし解決してパイを増やすのに貢献するといったことが浮かび上がってきます。さてそこで、講義までの課題を一つ。もっとこんな記事が増えた方がいい、この記事はここが優れている、そんな風に思われる雑誌やネット、新聞上の記事をさがして、コピーをお持ちください。講義の後半で、その記事のどこが優れているのか、ポイントを紹介してもらい、そういう記事が増えていくために必要な条件を参加者で議論してみたいと思います。

7.24	「人の〈遺伝〉に関する知識・技術と市民—その歴史と現在」	松原洋子（立命館大学大学院先端総合学術研究科・教授）
		戦前の「優生学」としましては、ナチスや北欧などの例（強制不妊手術など）がよく知られていますが、他方、20世紀末の「優生学」は、「新優生学（new genetics）」と欧米で呼ばれていて、その推進論者は両者の違いを強調しています。例えば、現在の「新優生学」は、以前の「優生学」と比べて、（遺伝学や遺伝子工学の発展により）比較にならないほど科学性が増しており、また、国家からの強制ではなくて、個人の自己決定に基づいていることが根本的に異なっていると主張されます。しかし、史実によれば、従来の「優生学」も単に国家からの強制のみによってなされたのではないですし、また、現在の「新優生学」における個人の自己決定も非常に限定された知識や状況の中で行われるのが現状であって、「自己決定」であるから許容されるとは単純に言い切れない側面をもっているでしょう。このような複雑な問題を含む〈遺伝〉について、今回の講義では、生物学的視点だけではなく社会的な観点からも説明する。
10.2	「医療技術開発と人体実験の倫理」	土屋貴志（大阪市立大学大学院文学研究科・助教授）
10.16	「生命科学と社会のコミュニケーション—科学技術倫理にとっての意味を考える」	加藤和人（京都大学人文科学研究所、京都大学大学院生命科学研究所（兼任）・助教授）
10.23	「医療研究における倫理的課題」	中山健夫（京都大学大学院医学研究科・教授）
10.30	「科学技術コミュニケーションに何が必要なのか」	八木絵香（大阪大学コミュニケーションデザイン・センター特任講師）

11.6	「工学倫理のプロスペクト」	羽地 亮 (神戸大学大学院文化科学研究科・助教授)
11.20	「出生前診断・着床前診断と倫理」	奈良雅俊 (東京大学大学院医学系研究科・特任講師)
11.27	「遺伝医療における倫理」	高田史男 (北里大学大学院医療系研究科・助教授)
12.4	「臨床倫理コーディネーターの役割と課題」	板井孝彦郎 (宮崎大学医学部・助教授)
12.11	「科学技術論の展開」	家高 洋 (大阪大学21世紀COE特任研究員)
12.18	「市場経済と環境倫理」	栗山浩一 (早稲田大学政治経済学術院・教授)
1.15	「先端医療技術に関する社会的意思決定の歴史」	林 真理 (工学院大学・助教授)
		著書の『操作される生命—科学的言説の政治学』(NTT出版:2002年)の中で、日本における脳死移植技術、補助生殖技術、ヒトクローン技術の三つの事例の検討の後、社会的意思決定を考察する視点として、次の三つの視点を挙げられています(上掲書、245ページ)。 ・専門家性 職業として問題にかかわる人の視点 ・当事者性 特別に当該の問題に直面した当事者の視点 ・公共性 社会の構成員としての視点 この三つの視点は、それぞれの技術の特徴を明らかにするための観点であり、例えば、「脳死臓器移植」に関しましては、専門家性は「大」、当事者性も「大」、公共性は、(社会的な討議の過程に関しましては)「小」から「大」と特徴付けられます(もちろん、これらの視点の内容は時として不明確な場合もあります。例えば、「当事者とは誰なのか」ということは自明ではない)。このような事例分析の後、最新の技術の進行に対して反対や批判を行うだけではなく、公共的な価値を技術の発展の中でいかに実現するのか。

1.22	「内部告発の倫理」	奥田太郎（南山大学社会倫理研究所・第一種研究所員）
		ここ数年、内部告発が急速に注目され、2006年4月には公益通報者保護法が施行されるなど、状況はめまぐるしく変化しています。しかし、そうした変化の中で、内部告発それ自体への問いと理解は深まることなく放置されていないでしょうか。講義では、内部告発についてじっくりと問い、問題解決至上主義から距離をとりながら問題の理解への糸口をみつけないしたいと思います。
1.29	「環境価値の対立にいかに対処するか」	高津融男（奈良県立大学・講師）
		1990年頃より、気候温暖化をはじめとする地球環境問題が浮上してから、わたしたちの活動のすべてが環境問題としてとらえられるようになりました。そして、「すべての社会問題は環境問題である」という命題が成り立つかのような時代に入ったともいわれています。たしかに、あらゆる社会問題が直接あるいは間接的に環境問題と結びついているように思われます。これがもし真実だとすると、個々の環境問題において生じている対立の様相も変わってきます。つまり、これまで環境保全と他の価値（たとえば、経済発展や福祉の充実など）との対立が注目されてきましたが、こうした対立が環境価値と他の環境価値との対立として争われるようになります。このように競合する環境価値のあいだの対立を、どのように理解し対処するか、これがこの講義の中心テーマです。環境リスク・コミュニケーションで議論されている認知メカニズム（バイアス）の問題を手がかりにしながら、本講のテーマについて、みなさんといっしょに考えてみたいと思います。
2.5	「リスク・コミュニケーションにおけるマスメディア」	吉川肇子（慶應義塾大学商学部・助教授）
		マス・メディアの影響および役割について、心理学的な視点から以下の3点について紹介します。(1) マス・コ

		コミュニケーション研究の流れ (2) 代表的な事例 (3) マス・メディアのはたすべき役割。なお、私たちの研究グループで実施した鳥インフルエンザや食品中の水銀についての調査結果も速報します。一般に信じられているように、マス・メディアの影響は大きいのでしょうか？ 受講生のみなさんと議論できれば幸いです。
--	--	--

2. ワークショップ「科学技術と倫理」

大阪大学COEの一環として行われている「科学技術と倫理」は3年目を終了にあたり、「科学技術と倫理」の番外編として、ワークショップを開いた(2006年2月)。その趣旨は、「これまで延べ50名を超える日本での有数の研究者・実践者をお招きして、大学院生・社会人を対象の公開講座を開いている。その趣旨は、科学技術を、各専門家が、様々な角度と視点を示し、これを専門家だけの閉じた会話にとどまらず、聴衆と双方向で考え、話すというコンセプトにある。ただ、この講座だけでは、時間が毎回90分と限られていることや、そのため残念ながら一方的な情報提供型の講義になりがちであった。そこで、大阪大学コミュニケーションデザイン・センターが開設された本年度から、受講生から要望のあった講師を中心として、コーディネーターである稲葉がCOEで招聘された講師の方を支援するという形で、ワークショップを開く」というものである。

「過去の事例から医学研究の倫理を考える」	土屋貴志 (大阪市立大学大学院文学研究科・助教授)
	医学には、人を対象とした実験・研究が不可欠ですが、これまで被験者の人権を無視した多くの研究がなされてきました。ある歴史的事例をくわしく分析しながら、医学研究の倫理的原理について考えます。
「事例によって学ぶ臨床試験—市民がエビデンスを理解するための準備作業(仮)」	中山健夫 (京都大学大学院医学研究科・教授)

	医学研究で生産されたエビデンスの正しい評価は、疫学・臨床研究の方法論を理解しなければなりません。しかし、それを理解し、また、その上で医療上の意思決定をしなければなりません。他方、医学研究やその結果を使った診療ガイドライン作りに患者等の一般市民が参加することが模索されています。そこで、市民が知っておくべき、知識等を、具体的な事例を用いて考えていこうとする試みです。
--	---

3. 具体的な「科学技術と倫理」の講義

そこで、以下筆者の講義録を示すことで、その内容の理解をしていただきたいと考える。

科学技術と裁判—Science at the bar—医療と裁判 稲葉一人

(1) 導入—今なぜ、Science at the barなのか

社会の多くの問題は、文系と理系の界面で起こっている。その一つが法や裁判と科学技術との関係である。[*1] 特に、ここ数十年の間に、科学技術を用いた社会活動が問われたり、紛争を解決するために科学技術が利用されたり、そのため、科学者等の専門家が、証人その他として裁判に参加することが、増えている。文系の法学部の卒業生である裁判官は、科学の素人で、Generalistである。裁判官が、現在多くの形で問われている社会の科学紛争・問題を、科学者の意見や科学者が書いた文献を参考に、「社会との接面」で有権的な判断をしている。まさに、科学技術と社会との在り方を問う、典型的な場面である。裁判には制度的な制約があり、しかし、法曹と当事者が全力を挙げて戦う真剣な場であり、裁判官が心血を注ぐ場面でもある。そこでの英知を分析し、共有するという作業は、これから、科学技術と社会と論ずる場合、必須と考えられる。また、このことは、現在行われている裁判を静的に分析するだけでなく、本当に科学・技術と社会との接面で行わ

1——— 私は、問われた結果（判決）より、裁判のプロセスが持つ、科学・技術と社会を mediating する役割を重要と考えている。ただ、現在の裁判のあり方や、これを支える法律家の実践がこれを満たすのではなく、大きなパラダイム・シフトが必要であると考えている。

れている裁判が、信頼でき、かつ、効率的なシステムかどうかを批判的に問う作業を並行して行う必要がある。また、裁判では、科学を分かりやすく翻訳 (translate) し、伝える作業が行われる。ここから、科学と社会がどのように対話をしていくのかについての、いくつかの切り口が見える。まず、Science at the barという言葉である。[*2] Barとは、法廷である。法廷には、遮断棒が、傍聴席と審理をする狭義の法廷を、制度的・空間的に区切っている。Science at the barは、裁判所・裁判における科学(技術)である。また、このBar内に入れるのは、弁護士(barrister)だけであるので、Barは集合名詞としての弁護士の集団を意味する。つまり、Science at the barは、法律家における科学(技術)という意味でもある。Science at the barは、①裁判や訴訟が、科学(技術)をどのようなルールで扱おうとしているのかという、Ruleから見た分析と、②それを荷なう法的専門家である法曹がどのような特性をもって、Scienceを扱っているのかという、Law Professional(専門職)の主体の特質を踏まえた分析が交錯しながら、全プロセスを検証する作業となる。裁判所の判断は、間接民主主義のもとでの国会の判断(法律)外では、唯一の最終判断権を有しており、個別の、通常は個人対個人の紛争の解決を目指しながら、多くの社会的な影響を持つ活動である。裁判は公開で行われ、判決では原則として理由が明らかにされ、それ自体先例として価値を有する。米国では、社会市民が気軽に問題を裁判所で解決するという伝統があるため、裁判が国民社会に直結するという意識が高く、Science at the barという研究は盛んである。一方、わが国では、Science at the barについて研究がされることはほとんどなかったし、訴訟も少なく、[*3] 裁判が市民に気軽に紛争を解決するための場としての選択肢として機能し、認知されているとはいえない。ところで、STS(科学技術社会論)[*4]との関係については、いくつかの注目すべき視点がある。まず、「科学に問うことはできるが、科学には回答できない問いが存在すること」[*5]、また、「科学事件」[*6]は、科学の見解(科学的合理性)と社会の見解(社会的合理性)のどちらを優先させるのかという問題であ

2—— Science at the barは、STS(科学技術社会論)学者である、Sheila Jasanoffの、同名の本の題による。Science at the bar, 1995, A Twentieth Century Fund Book

3—— 弁護士の数のほか、弁護士報酬制度のあり方、提訴手数料のあり方等が影響する。

4—— Society for Science and Technology Studies

5—— 原文は、“questions which can be asked of science and yet which cannot be answered by science”で、「科学に意見を求めることはできるが、科学には応えることができない問題」と訳す方が意味を汲み取りやすい。

6—— 科学事件という表現は、柴田鉄治、『科学事件』、岩波新書、2000年に負う。

ること」、そして、「科学が現実・社会との関係を保つためには、科学知識が専門家から無知な素人に一方的に流れるという、「欠如モデル」では対応できず、双方向的なCommunicationとそれをつなぐ場やこれを運営する人材が必要であること」である。科学事件を扱う裁判は、科学では解決できない問いが争点となり、原告と被告との間で、科学的合理性と社会的合理性との関係が厳しく対立する場面である。裁判はある意味では、仕組まれた「対話」の場でもある。Science at the bar は、STS の一分野である。

(2) 裁判官とはどのような人か

裁判官は、裁判制度において、健全な合理的な人を演じるように期待されている。裁判官が合理的な人としてScreeningをかけ、健全な常識を働かせて判断することにより、裁判の説得力がある（あるいは正統性がある）とみなすという制度が裁判である。しかし、裁判官は他の職種より高い水準で均一化されているとはいえ、一人の生活背景を持った人であり、また、裁判運営や判断が、根本的には、「裁判官の心証」という、具体的な人に依存する営みでもある。裁判ルールはCookbookではなく、裁判官は機械でもなく、生きた事件を、生きた人が判断するという営みである。そこで、訴訟における立証は、裁判官に対して「自己に有利な心証」を採ってもらうための、裁判官に向けての活動で、「裁判官の心証」という、いわばブラックボックスともいふべきものを解明することが要となる。科学的証拠を、裁判官はどのように理解・判断し、結論を導いていくのかをできるだけ、丹念に検証することが必要となる。これは、訴訟上の証拠ルールの解明と、それを担う裁判官の心理過程が、二重写しになる。しかし、この作業はこれまでなされず、対して米国では、Jury Trialを前提に、どのような科学的証拠をJuryに提示していいのか（これをAdmissibility（証拠能力））が、裁判所において、1990年代から真剣に議論されるようになった。連邦最高裁判所での1993 Daubert判決がこの嚆矢である。ここでは、鑑定証人による科学的証言が裁判において証拠能力を認められるための要件を示し、陪審員ではなく、第一審裁判所が、その決定を行う「門番」(gatekeeper) の役割を果たすべきだと判断した。

- ① その理論や手法が検証可能なものか、また検証されているか

Whether the expert's theory has been or can be tested for validity

- ② その理論や手法が他の専門家による評価（ピア・レビュー）の対象になっているか

Whether the theory has been subject to peer review and publication

- ③ その理論や手法について誤差の割合（誤差率）が明らかになっているか

The known or potential rate of error when the theory is applied

- ④ その理論や手法が学会等その専門分野において一般的に受け入れられているか

The existence and maintenance of standards of control and the degree to which the theory is accepted in the scientific community

その後、1997 Joiner 判決、1999 Komho 判決と、科学的証拠の証拠能力 (Admissibility) について重要な判決が相次いでいる。[*7] 米国では、Jury Trialを採用しているので、いかなる証拠を陪審に提示していいかが厳しく問われるが、わが国では、職業裁判官による

7——— アメリカにおける科学的証拠と裁判との関係を規定する重要判決の流れ

	事案	判断
1923 Frye <i>Frye v. United States</i> , 293 F. 1013 (D.C. Cir. 1923)		科学的理論に基づく証拠は、基礎とした原則が当該分野で一般に受容されていることが科学的に証明されている場合にみ証拠能力を有する (general acceptance)
1993 Daubert <i>Daubert v. Merrell Dow Pharmaceuticals, Inc.</i> , 509 U.S. 579 (1993),	妊婦がBendectrinというつわりを抑える薬を服用したところ、子供に奇形が生じたとして、Wilson夫婦に生まれたBrianは両手がなかったため、販売していたMerrell Dow社を訴えた。会社側は、専門家の宣誓供述書 (affidavit) を提出し、事実審理以前での却下判決 (summary judgment) を求めた。	審理裁判所の裁判官は、提出された専門性をスクリーンするGatekeeperたるべきである。 これは、関連性 relevant・relevancyと信用性 reliable・reliabilityとが必要であるが、reliabilityを満たすためには、次の4つの要素が必要である。 ① 方法論的差異 methodology distinguishes science from other fields human inquiry ② ピアレビュー peer-review or publication ③ 過誤率 existence of known or potential error rates ④ 技術操作の基準 standards controlling the technique's operation
1997 Joiner 判決	小細胞肺癌になった長期の喫煙者が、PCBの排出によるものとして提訴した。専門家の科学上の証言を排除した地方裁判所の判断を、高等裁判所が審理する場合の判断枠組みが問われた。	証拠に対する決定に対する通常の基準である、裁量権の濫用という基準が適用される。
1999 Komho	ミニバンの右後ろタイヤ破裂して事故を起こし負傷したため、タイヤ会社を提訴したが、タイヤ破損の専門家の証言 (タイヤの概観上の検査による判断) を提出した。	連邦証拠規則702条は、科学理論上の知識 (scientific knowledge) と、その他の専門的知識 (technical, or other specialized knowledge) を区別していないので、Daubert判決は前者に限定されるわけではない。

判決しなく、民事訴訟法では「自由心証主義」(民事訴訟法246条)が採用されているため、証拠能力には(特殊な場合を除いて)制限がなく、このことが、全ての証拠を、裁判官の「心証」によって総合的に判断するという、ブラックボックス化を招いている。先の連邦最高裁判所の判断は、これまで採用されてきた、Fryeテスト(general acceptanceテスト)を変更したもので、「どのような科学的証拠が判断に供されるか」という問いに枠組みを示し、以降の科学的証拠が事件の鍵となる訴訟において、決定的なturning pointとなり、科学的証拠を巡る、かみ合った議論をする土俵を提供している。裁判官も、科学においては、陪審におけると同じ素人である。証拠能力(証拠の取捨選択)と信用性(立証力)の評価を全て裁判官の裁量判断に委ねることは、科学的証拠の位置付けを見誤る。

(3) 科学者とはどのような人で、科学の考え方とはどのようなものか

科学者は研究者である。科学の業績は常に新しい知見によって乗り越えられているが、でも科学者があえて研究を続けるのは、どんな小さなことでも、自分が世界で初めて発見したことへの喜びがあることによる。ここでは、科学者の典型でもある、物理学者を念頭において、科学者ないし科学の考え方を探っていくと、科学の構造は、ある自然現象—背後にある物質の運動—運動を支配する法則—法則を貫く原理(あるいは仮説)、単純化すれば、「現象—物質の運動—法則」といえる。科学の出発点は、まず詳しく自然を観察することから始まる。観察は、観測、つまり、何らかの尺度を用いて性質を数値に置き換える作業となる。つまり、当初、定性的な研究は、定量的な研究となる。現象については、実験を行うことになり、実験はどこでも、誰でもが行うことができ、同じ結果を再現できなければならない。観察・観測・実験により、定性的であれ定量的であれ、自然現象に規則性が発見されると、その規則性の理由を尋ねる。科学は、「そこでどのような物質が重要な働きを演じているのか」を考える学問といえる。そして、見かけがどんな複雑であろうと、基本の部分で働いている要素は単純であると信じる。科学の理論の目標は、いかに基本的で、より単純な原理や法則で現象を説明するかにあり、理論家は、現象と原理をつなぐ役割を果たす。遺伝子ブームは新しい要素還元主義の表れといえる。ただ、還元主義は万能でないことは、量子論、非線形現象、複雑系、カオス、フラクタルをはじめ知られているが、科学者は還元主義で解決できない問題を避け、科学者のメンタリティーは還元主義にとどまる。自然科学は、まずどのような手段で、どのような物理量を測るかが最初の関門である。どの程度、独自の実験試料を集め、実験手法を工夫できるかが、実験の成功

を決める。[*8] 科学者は、これまでの理論では予想もされず、新しい現象が発見された場合は、その現象を再現できる単純なモデルを作ることから始める。モデルが実験と合わない場合は、ある「仮説」を採用して、モデルが実験を再現するよう制限を加え、より整合性の高いモデルに鍛えていくことになる。自然現象の観測や実験によって、様々な物理量を測定し、物理法則は物理量の間の関係や変化が数学の言葉で記述され、比較可能性を担保する。数学は、いかなる場所であろうとも、いかなる時間であろうと、成立する関係を記述し、Universalである。数学と物理学は二人三脚で進んでいくが、数学の普遍性と物質世界の普遍性は、一部共通し、一部ずれる。1662年、イギリスに王立協会が創設され、科学論文発表のルールが確立された。同じ専門の科学者が審査 (peer review) をし、これをパスすると、王立協会が発行する雑誌「Philosophical Transaction」(哲学会報) に掲載して公開するというルールを確立した。ここでは、「科学」は、「Philosophy」(知を愛する) と呼ばれ、「Science」(ラテン語で、知識や技術を意味する「scientia」が語源) ではなかった。しかし、ヨーロッパでは、19～20世紀にかけて、科学 (science) の意味が大きく変わり、科学が知の体系 (文化) の一部で、個人の教養としての研究から、産業革命を経て、科学と技術が密接に結びつくに至った。科学が国家にとって有用であり、技術的な応用が可能であることが分かると、科学は大掛かりな装置や装備を要することになり、税金が投入され、国家と科学、科学と技術は密接な関係を持つようになった。[*9] もっとも、わが国では、科学は明治以降、輸入と模倣に始まり、当初から技術と分かちがたく結びつき、「役に立つ」科学が奨励され、科学者は、科学や科学者が社会とどのような存在であるか、また、あるべきかをあまり深く考えずに歩んできた。そこに、わが国の科学ないし科学技術と法・倫理を考える難しさがある。ここで、科学者の社会・市民との関係での倫理原則の一部を考える。科学者が市民との対話を行う際に大切なことは、「何が分かっていないかを正直に話すこと」である。STSの、「科学に問うことはできるが、科学には回答できない問いが存在すること」という指摘は重要で、科学者は、当該専門分野であっても、何もかも分かっている人間なのではなく、その分野において、「現在何が分かっていて、何が分かっていないか」を最も分かっている人間である。研究は分からないことを研究しているのであるから、分かっていることと、分かっていないことをしっかり区別して、分け隔て

8——— STSの実験室の人類学からの分析も興味深いが、ここでは割愛する。

9——— 科学と技術の関係は諸説があるが、科学が技術を促したり、技術が基礎的科学を規定しながら、両者は結び付いている。

なく話すことが大切である。時には、「私の知識の限界はここまでであるから、それを越える部分は分からないから保証できない」とするのも、科学者としての倫理義務である。時には分からないと正直に語る科学者は、信頼を得る。また、「素人に情報を公開しても、不安を煽るだけ」とする態度は、科学を健全に発達させるものではないことは、これまでの科学の歴史が示している。また、未知の問題を扱う科学が時には誤ることもあり、その際には、率直に判断ミスを謝ることこそ、真理に対して誠実な科学者の態度といえる。

(4) 司法裁判所の考え方―法的思考というもの

一般の人の、法律家や法律学を学んだ人への印象は、①とかく、既存の規則や先例に固執して、保守的な態度をとりがち、②融通がきかず、臨機応変な処置ができない、③なにかというと、権利義務や、責任の有無という形で議論し、かえって問題の解決を困難にするという、negativeなものが多いと思う。このような批判は今に始まったことではなく、古くからある。では、なぜこのようないわば通俗的な批判を受けるにも関わらず、法律家は批判に対して自己の態度を墨守するのか。これを理解するには、法的思考の特色を理解することが必要となる。法的思考独特の、専門技術的な議論様式・技法（例えば、後に説明する要件事実論）は、多くは、古代ギリシャ以来、レトリック（弁論術・修辞学）の伝統のなかで、法廷弁論と結びついて作り上げられた。そして、それが、近代の司法的裁判制度に取り込まれて行き、法的思考を理解するとは、司法的裁判の制度的枠組みを理解することにつながる。

- ① 法的思考の核心は、司法的裁判における法適用が、事実認定と法解釈を中心に行われるため、既存の一般的な法的規準に準拠してそれを具体的事実に応用するという方式によって、一定の法的決定を求め、正当化する。法的思考においては、実定法自体の正当性はよほどのことがない限り疑問に曝されることなく、権威的前提として受け取られる。ここでは、実定法・先例が、特殊な意味を有し、思考は演繹的となる。
- ② 法的思考には、事実の正確な認定が不可欠であり、法的思考は、過去の具体的事実の認定に拘束される。この事実認定においては、過去の生の歴史的事実を細部にわたり再現することではなく、法的権利義務関係や有罪無罪の確定に関連する重要な事実とそうでない事実を区別する。つまり、具体的紛争には、始め含まれていた、政治的・経済的・心理的・道徳的等の事情は考慮の外に置かれ、法的世界の自立性が確立される。ここでは、個々のnarrative（物語）は特殊な観点から取捨選択、加工され、

結局は、無視される。

- ③ 法的思考は、既存の実定法的規準に準拠し、過去の事実拘束され、本来的に、過去志向的、つまり、過去に生じた具体的紛争を事後的個別的に解決することが主眼となる。ここでは、それ以外（将来の利害の調整、第三者への影響等）は、二次的な関心事となる。
- ④ 法的思考は、事実認定においても、法的権利義務関係や、有罪・無罪の規範的確定においても、全か無か（all or nothing）という二分法的思考がとられ、判断不能（これは裁判の拒否になる）を避けるために、疑わしきは被告人の利益（刑事事件）、証明責任の原則＝Non-Liquet：真偽不明の場合の不利益（民事事件）が決められている。調整的・妥協的・互譲的な、様々なad-hocな解決は排除される。

以上のような特質を有する法的思考過程は、形式論理的には、大前提たる一般的な法的規準に小前提たる具体的事実を包摂して判決を結論として導き出すという、法的三段論法として展開される。法的要件に事実を当てはめ、このような要件事実の存在が認定される限り、その事実在一定の効果を与えるという、要件＝効果図式となる。法的思考の場合には、事実を（既存のルールに従い）正確に認定し、法的規準と関連付けた適切な理由づけがなされている限り、その決定の結果・効果については責任を負うことはなく、批判は、法的基準自体に向けられる。したがって、法的解決の及ぼす意味、例えば、当事者の受け入れ可能性や解決への満足度等は、その射程に入っていない。法をルールにたとえると、現実の取引社会や家族関係では、ルールが予定しなかった事態がしばしば生じる（極端に言えば、ルールを文字通り当てはめて解決できる紛争などない）。裁判では、ルールの意味、要件、射程等について鋭く対立することがある。そこでルールの適用の仕方を考える学問としての、法解釈学が登場し、法の解釈とはなにかというテーマは、法律学の永遠のアポリアであるが、民事法領域と刑事法領域、更に、管理法領域では、その厳格さ等に違いがあるものの、次のようにまとめることができる。一つは、「裁判官は法を解釈すべきではなく、文字通り機械的に法を適用すべきである」というものであり、他方は、「裁判官は現実の紛争を前にして、直観的に妥当な解決を探るものであり、法律の条文による理由付けは、後から付けた理屈に過ぎない、そして、どのような解決にせよ、法律を柔軟に解釈すれば理屈は付くものだ」というものである。[*10] 経験からは、両者が交錯しながら、

10——— 同じことは、後述の心証形成においても行われている。

裁判官は判断を行っている。ただ、法的解釈は全くのad-hocのものではなく、キャリア裁判官によってなされる以上、①既に蓄積されている確立した法原理との整合性の確認は、3審制のもとでは、裁判官の職務義務となっている、②仮に、解釈論を示したとしても、公権的解釈である以上、それは類似の事例においても妥当性を主張し得るものでなければならず、この点への配慮も不可欠、③常識に合致（正義や衡平が背後にある）する必要がある。ただ、これらをどの程度厳格に遵守するかは、裁判官の個性や事案の性質（法の創造性を求められている事案のような現代型訴訟か否か）により幅がある。概して、科学的証拠の価値が問われる事件では、現代型訴訟であり、裁判官の積極的かつ創造的役割が求められ、司法が政策過程に接する場面でもある。

(5) 民事裁判の構造とルール

請求は、法的紛争として構成できなければ、訴訟の俎上に乗らない。実体法による請求権として認められる（余地のある）ことが前提となる。原告は、通常請求権が権利として帰属すると主張するもの、被告は、請求権が義務として帰属するとするものをいう。つまり、民事裁判は、当事者1対1の関係を基礎とする。原告は、請求権とこれを基礎付ける根拠（これを要件事実といい、過去の事実を類型したもの）を示した訴状を裁判所に提出し、被告に送達され、適法な送達には、被告は応訴を強制される。[*11] 裁判所は、双方の主張を照らし合わせて、争いのある点とない点をわけ、争点を確定し、それに対応する証拠を審査し判断する。裁判は、原則として当事者主義構造を有しているので、訴訟は当事者からの提起がなければ成立しないし、主題たる請求権は当事者が掲げたものに制約され（処分権主義、民事訴訟法246条）、この根拠（たる事実）は当事者の出すものに制約され、また、当事者間で争いがない事実（自白）は裁判所の判断権を排除し（同法179条）、また、争いのある事実を認定するための証拠は当事者の出すものに限定される（弁論主義の3つのテーゼ）。[*12] 審理は、原則として公開で、当事者の提出した書面等は、誰でも閲覧することができる（同法91条）。また、証人尋問も、当事者が行う交互尋問が原則である（同

11——— 応訴が強制されるということは、行かないと裁判は負けるということ。

12——— 当事者モデルは、「公的な義務しか持たない担当裁判官が審議に当たるよりも、利害に関わる当事者同士が、自らに有利な証拠の発見や相手方の証拠の弱点を暴露する努力を重ねることにより、より争点の真実に近づく」という仮定の下に成り立っている。Shuman DW. Expertise in law, medicine and health care. *Journal of Health Politics, Policy and Law* 2001; 26:267-290.

法202条1項)。このようなルールの上で、裁判官は、提出提示された証拠の許容性（証拠能力）[*13]と証拠力（証明力）[*14]を、裁判官の良心（憲法76条3項）に沿って心証を形成していくことになる（自由心証主義、民事訴訟法247条）。そして、判決は、上訴がついた際には、既判力（内容上の確定力）と執行力（実施上の強制力）（民事執行法35条）を有する。上級審の判断は、下級審への先例拘束力を有する。

(6) 科学と法・裁判

科学と法との文化的差異（Culture Clash）、その内で特に事実や真実発見（Fact-Finding）について焦点を当てて考えていく。[*15] 違いとして大きなものは、法が「規範的」と称する点である。[*16]

Culture Clash

	Science	Law
真実	Science seeks truth	Law dose justice
記述性と規範性	Science is descriptive	Law is prescriptive
進歩と手続	Science emphasizes progress	Law emphasizes process
事実の発見	Fact-finding is not contingent	Fact-finding is contingent

Fact-Finding

	Science	Law
Presupposition	Scientific Correctness	Social wisdom To serve its need for decisive endings, the law has devised a complex system of rules and practices . These rule and practices by definition are not “scientific”.
Purpose	Get the fact “right”	Set the disputes fairly and efficiently
Time		Bounded in time
Results		Premature decisions may appear

13——— 証拠として証拠調べを行い事実認定に利用できる適格。

14——— 証拠が証拠調べの結果どれだけ事実認定に役立つか。

15——— 私は、科学技術と裁判は、法廷における異文化コミュニケーションの一場面と考える。

16——— 刑事訴訟法では、証拠が捜査機関により強制されて採取された場合は、証拠自体が科学的で有罪の決め手であっても証拠としては排除されることがある。

Evidences		Depends heavily on the skill and intensions of the lawyers. The witnesses answer in court to questions posed by lawyers
		Law and lawyers reconstruct the fact

しかし、共通する点もある。

Common Culture

Science & Law
Authoritative capacity to sift evidence
Derive rational and persuasive conclusions from evidence
Reliability of observers and witnesses
Credibility of observers and witnesses
Unlike religion, not own allegiance to a single dogmatic authority
Rule governing the assessment of facts
Normal progress within each discipline occurs through a decentralized making decisions

(7) 医療過誤訴訟の立証構造

医療過誤訴訟（医療関係訴訟）は、通常、債務不履行か不法行為を根拠として起こされる。不法行為請求権は、過失行為、損害、その間の因果関係があることを原告が証明することが必要である。証明とは、確信ないし高度の蓋然性のある立証がなされた状態（裁判官の内心の状態）をいい、ルンバール最高裁判決[*17]は、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らし全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信をもちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである」とし、[*18] ここでは、高度というレベルをどのよ

17——化膿性髄膜炎であった3歳の男児が、ルンバール施術（腰椎穿刺による髄液採取とペニシリン髄腔内注入）を受けたところ、直後に嘔吐痙攣を起こし、脳出血を起こし、重度の後遺症を残した事案で、患者らが、ルンバールにより発作が発症しその後も病変も生じたとして提訴、医師側は、病変等が化膿性髄膜炎の再燃により生じたものとして争った事案。

18——訴訟上の因果関係を、自然科学的証明とすると、主張・立証責任を負担したものがほとんど敗訴する。そこで、判示のような訴訟上の因果関係に関する立証命題を示した。「高度の蓋然性」という表現は、因果関係の判断には、不可避的に価値判断や評価要因が入り込み、そのため、個々の因果関係の認定・判断の基準としては不安定とならざるを得ない。

うに設定するのは一義的に決めることができないし、「確信」という主観を容れる表現を用いている以上、個々の裁判官の価値判断が混入すること避けることはできない。そして、医療過誤訴訟では、過失や因果関係を立証するために、鑑定（私的鑑定も含む）が用いられ、科学者としての医療者が、医学的な根拠に基づいて意見を述べることになる。ここに、医療過誤訴訟における、科学的証拠と裁判の関係が典型的に出てくる。ルンバール事件では、1審（東京地方裁判所）では、鑑定人となった医学専門家4名の意見のうち、3名が化膿性髄膜炎の再燃が最も考えられる原因とし、脳出血が最も考えられるとした1名も、ルンバール手術がその原因となる可能性はないとした。しかし、最高裁は、因果関係を認め、原審（東京高等裁判所）に事件を差戻したが、差戻審で行われた2名の医師も懐疑的だった。[*19] これほど医学的意見と裁判所の判断が分かれた事件は少ない。

(8) 科学としての医療と経験則

自由心証主義での問題点は、どの程度の立証活動があれば、証明がなされたとするかという、閾値（threshold）である。裁判官の心証形成過程を深く見てみると、高度の蓋然性や「確信」といった証明度を、具体的な数値で表すことについては、学説上は80%から、下は50%を越える（証拠の優越）というもののまでである。アメリカ法での扱いに対して、[*20] わが国では、ほとんどの学説が、前述のルンバール最高裁判決に倣い、「裁判官の主観的確信」や「高度の蓋然性」と定義づけをすることで議論が膠着しているが、具体的な数値として置き換えるとなると、論者により先ほどのように相当の隔たりがある。しかし、現実の裁判官は、確信や高度の蓋然性という基準で考えているのではなく（その意味では証明度は一般的に低いところに位置していると考えて間違いないと思われる）、厳

19——— ルンバール事件の審級ごとの流れ

	結論	医学鑑定
1審	発作と後遺障害はルンバール手術を原因とするが、過失はない。	4名（3名が原告申請、1名は被告申請）の鑑定人（ルンバール手術と脳出血との因果関係否定）
原審	原因が脳出血か化膿性髄膜炎なのか判定できないので、因果関係を否定した。	
最高裁	因果関係を肯定するのが妥当として、原判決を破棄して原審に差し戻した。	
差戻審	因果関係については破棄判決の拘束力を受け、医師の過失を改めて認める。	2名の鑑定人（被告申請）（ルンバール手術と脳出血との因果関係懐疑的）

格な証拠だけではなく、訴状を読んでから、判決を言い渡すまでの当事者の態度等様々なもの（弁論の全趣旨）、証拠の出しやすさ等の公平感を加味している。ただ、科学的証拠の評価ないし心証形成の難しさは、少し様相をことにする。それは、科学的証拠の理解度の不足を、しばしば専門家寄りの判断をすることで、糊塗する傾向を指す。特に、これまで医療鑑定では、しばしば医療者寄りと見られる判断を特段の吟味もせず、これを受入れてきた実態が様々な識者により指摘されてきた。しかし、近時、最高裁は、鑑定に基づく推論を経験則に反するとして破棄した事例を2例示した。[*21] 往々にして、医療者の鑑定は、医学的厳密さを求めるため、医学研究の見地から確実に言えることだけを言うという傾向があり、裁判における事実認定は、それとは別個のものである。この判決からは、医学鑑定の要件や、医学鑑定から事実認定する証拠能力や証明力に関して、米国に倣い、なんらかのルールを作る必要がある。また、医療者と患者の間に存する情報の不均衡の回復を図る必要がある。

[いなばかずと・科学技術文明研究所特別研究員]

20

基準	具体的な表現	対象
合理的な疑いを入れない証明 (proof beyond a reasonable doubt)	全証拠を比較検討した後に、陪審員が有罪の真実を道徳的な確実さ (moral certainty) に達した確信に持つに至った状態	刑事訴訟
明白かつ説得的な証明 (clear and convincing proof)	陪審が主張事実を高度に蓋然性がある (highly probable) と思った状態	民事訴訟のうち特殊な訴訟（詐欺、不当威圧、滅失した証書や遺言書の内容、口頭の契約の特定履行や書面による契約の変更）
証拠の優越 (preponderance of evidence)	主張された事実が存在しないよりも存在する蓋然性の方が高いと思った状態	民事訴訟

21 ——— 最高裁判所平成9年2月25日判決
最高裁判所平成11年3月23日判決

サイエンス・ショップ

人文学、そして大学にとっての意義と可能性

家高 洋

はじめに

我々の社会のなかで、大学が大きな変化の最中にある。「(2007年の大学全入問題など)少子化問題」や「大学の企業化」、「法科大学院や専門職大学院の設置」など、大学の既存のあり方を変える出来事が頻出している。特に学生の減少を踏まえ「大学の生き残り」がしばしば語られるが、その際話題に出されるのが「地域への大学の貢献」である。

大学の基本的な役割は、「研究と教育」であると言ってよいだろう。したがって、社会に対する大学の貢献とは、まず研究における専門知識と科学技術の生産と供給、そして教育における人材育成が期待されてきた。「産学連携」や「産官学連携」の多くの場合は、この期待を実現するものとみなされうる。

ところで、教育社会学者の天野郁夫は、90年代の終わり頃に「地域の有識者が大学にどのような役割を期待しているのか」という調査を行った(天野、2001)。その調査の項目は、以下の六つである[*1]。

- ① 県や市のような行政機関の審議会等への委員、② 行政や企業との共同研究開発、③ 地元企業への技術情報サービス、④ 施設設備や情報の市民への開放、⑤ 市民対象の公開講座等の開催、⑥ 職業人のための短期研修

これら六つの項目は「研究と教育の機関としての大学」という役割にほぼ対応するものであると思われるが、それだけではない。これら六つの項目の共通性は、「大学が既に備えている研究成果や教育システム、情報、設備」を市民が期待するだろうということにある。逆に言えば、市民が大学に対して新たな研究や調査、教育の領域を提起するということはそもそも考えられていないのである。

1——— これは、東北大、九州大、広島大、新潟大、山形大、香川大、佐賀大に対して行われた調査である。

だが、ここ数年の間に、大学を取り巻く社会の状況も変わってきている。その一つは、いわゆる「中間集団」(NPO、NGO、各種の市民団体)が社会的に認知されつつあり、これらの団体と大学との連携がテーマになってきている。本COEプログラムの「社会学連携」の主張も、我々の社会のこの動向に対応しようとしているのであり、その成果は、本報告書所収の各論文が示している通りである。

本稿が取り上げるサイエンス・ショップも、NGO、NPOと大学との関係を促進しており、「社会学連携」を主張する本COEプログラムにとっての典型的なモデルの一つである。

サイエンス・ショップの基本的な活動は、市民などの非専門家が抱く懸念や関心事に対して専門家の調査研究を仲介し、非専門家と専門家との協働を促すことに存している。これは、市民など非専門家の「不安」や「疑問」を解消する、ということだけではない。サイエンス・ショップの存在自身に「政治的価値」があることを平川は強調する(平川、2005)。

例えば、環境汚染の問題においては、自然科学や工学の専門性が要求される。それは、単に知識や経験だけでなく、分析装置や実験器具、薬品、そしてそれらを購入し維持管理するための資金が必要とされるということである。つまり、専門家と市民(非専門家)との間には知識生産力に関して非常に大きな壁があり、このような壁を越える手立てが存在しない場合、(近年しばしば語られる)「市民の政治参加」は実質的には行われなことになるであろう。この壁を越える手立ての一つがサイエンス・ショップであり、それゆえにその活動は「政治的な価値」を持つのである。

他方、サイエンス・ショップの活動には、市民の政治的参加だけでなく、大学や学知、教育にも基礎的な貢献を行う面もある。後述するように、市民団体からの調査研究の要請が、従来にはなかった学科横断的な共同研究を促し、その結果、新たな研究と教育の分野を備えた学科が設立されることもあるのだ。つまり、サイエンス・ショップを介して大学と社会との関わりと両者のあり方が変わっていく可能性に開かれているのである。

このようなサイエンス・ショップの活動は、いまだに我々の社会では十分には知られていないと思われるので、本稿ではまずその歴史や特徴について簡潔に提示する(第1章)。

続いて筆者が2005年の2月に訪問した北アイルランドのクイーンズ大学とアルスター大学共同のサイエンス・ショップの活動をインタビューと資料から紹介する(第2章)。これまで日本でサイエンス・ショップが自然科学の分野や文脈で紹介されることが多かった

が[*2]、しかし、人文社会科学の分野のサイエンス・ショップも存在している。北アイルランドはその一事例であり、また地域と大学との独特の連携の仕方も見ることができる。

さらに様々なサイエンス・ショップの現状と共通した課題を、欧州委員会主催のINTERACTSの最終レポートから見てみたい。このINTERACTSのプロジェクトの一部に、6カ国、16のサイエンス・ショップの21のベスト・プラクティスが挙げられ、そこで、NGOと大学、サイエンス・ショップのそれぞれの視点から、反省点や障壁などが示されている(第3章)。

最後に、サイエンス・ショップの学問論的な位置付けと、「人文学 (the Humanities)」と教育にとっての意義を挙げてみたい。ポイントは、サイエンス・ショップ的な存在の位置付けにある。つまり、「社会への大学の接点あるいは窓口」という、大学にとっての周縁的な存在としてサイエンス・ショップを捉えるのではなく、サイエンス・ショップから、大学、学知、そして大学と学知との関係を考えてみたいということである(第4章)。

なお、筆者は2005年の2月に、北アイルランドだけでなく、オランダのユトレヒト大学の生物学部のサイエンス・ショップも訪問インタビューした。これらのインタビューも本稿では適宜紹介していきたい。なお、本稿では、その目的上、主に大学内のサイエンス・ショップを取り上げることと、このような形態のサイエンス・ショップが多いヨーロッパの事例分析が中心になっていることを予めお断りしておく。

1. サイエンス・ショップとは

1.1 その歴史的経緯

サイエンス・ショップの構想は、1970年代初頭の学生運動とカウンター・カルチャーのなかで始まった。オランダの化学の学生グループが、非営利的なクライアントの科学的な問題の解決を助けるために協力し合うことを決めたのである。

2——— 平川(2002)と平川(2005)にはそれぞれ人文学や人文社会科学の例は挙げられているが、前者は『公共のための科学技術』、後者は『科学技術倫理を学ぶ人のために』という著書のなかに所収されており、科学技術の文脈のなかで紹介されている。

大学のスタッフの援助のもと、彼らは、市民社会の影響が大学内で増えることと、市民グループと（土壌汚染について研究している）科学者たちがよりうまくつながることを目的とした^[*3]。この運動はユトレヒト大学とアムステルダム大学で始まり、その当時は質問を受け付けるための段ボールの箱があるだけであったが、10年もたたない内にこのアイデアはオランダ中に広がった。

オランダのどの大学においても一つあるいは複数のサイエンス・ショップが学科に作られ、そこでは、有給のスタッフとボランティアのスタッフが協働していた。1990年までにオランダでは40のサイエンス・ショップが活動するようになった (European commission 2003)。

オランダの経験に刺激されて、サイエンス・ショップやそれに似た組織が他の国でも生まれてきた。まず1970年代後半に第一の興隆があった。そして西ヨーロッパでは、80年代と90年代に、それぞれ第二、第三の興隆があったとライデスドルフらはみなしている (Leydesdorff & Ward, 2005)。

80年代、ドイツにおける市民運動の高まりの中で、(大学外の) 市民社会のグループが、自らの知的基盤を発展させる必要性を感じ、その援助を大学に求めた。さらにいくつかのNGOは、学生と大学のスタッフを誘いメンバーにした。このようにして、サイエンス・ショップの活動について社会的に共有される見方が育っていった。

90年代には、社会資本を作り出す必要性が感じられたことと、冷戦後の社会における(新自由主義などによる) 排除のメカニズムと戦うことがサイエンス・ショップの興隆の基盤となっている。サイエンス・ショップは、それまで様々な知識にアクセスしにくかったグループと非経済的な目的において協働するための一つのモデルを大学に提供していたのであった。

ところでライデスドルフらによれば、オランダで始まったサイエンス・ショップの最初

3——「サイエンス・ショップ」の語源のオランダ語では、Wetenschapswinkelである。Wetenschapとは、ドイツ語のWissenschaftに相当する語であり、自然科学だけでなく、広く学、そして、学問的知識を意味している（これは英語と仏語のscienceもほぼ同様である）。Winkelは「店」である。

2005年2月13日にユトレヒト大学生物学部のサイエンス・ショップのスタッフ、デ・ボック氏に行ったインタビューによれば、Wetenschapswinkelという言葉は、「店に入って自由に商品を購入できるように、学的な専門知識も市民が大学に入って手に入れること」が意図されていて、「象牙の塔」としての大学の敷居を低くしたいということもあったらしい。

の興隆は、大学内での学生とスタッフによる批判に基づいており、またドイツを中心に生じた第二の興隆は、市民社会のなかで主に生じていた。そして、90年代の第三の興隆は、この両者（大学と社会）を架橋する役割を果たした。その中心は、社会学者たちであった（イギリスのリヴァプール大のサイエンス・ショップがその一例である）。さらに、（制度的な境界を越えた）サイエンス・ショップ間のネットワーク機能の設立も目的となってきた。

また、ライデスドルフらは、90年代の中東欧（ルーマニアなど）の動向にも着目している。これらの国々では、経済と社会との再建や再編においてサイエンス・ショップというモデルの利点を引き出すことができたからある[*4]。南アフリカや第三世界の国々でのサイエンス・ショップの興隆もこの文脈のなかで理解されるであろう。

1.2 サイエンス・ショップの活動の特徴

基本的な活動

多くのサイエンス・ショップの共通の特徴としては、以下の二点が挙げられる。

- ・市民など非専門家の懸念や関心事に対して、専門家の調査研究を仲介し、非専門家と専門家との協働を促す。
- ・この調査研究は（依頼者の非専門家にとっては）無料あるいは低料金で行われる。

非専門家にとってのアクセスのしやすさが、サイエンス・ショップの一つの目的である。イギリスでの大学の第三のミッションとして「アウトリーチ活動」が主張されているが、サイエンス・ショップはその一例とみなされている。また、サイエンス・ショップの活動は、（税金で賄われている）国公立大学の、国民に対するアカウントビリティの一つの方法であるという考え方もある[*5]。

4——— 例えば、このような状況においては、その地域のなかの潜在的な協働の可能性を探索し、経済的な組織や社会的組織の新たな編成を作り出すことが、サイエンス・ショップの活動によってなされうることである。

5——— 2005年2月10日、ユトレヒト大生物学部のサイエンス・ショップのスタッフ、フィアハイエン氏とのインタビューから。

取り扱われる案件

サイエンス・ショップでは、化学、生物学、物理学などの自然科学や工学、農学、医学だけでなく、教育学や経済学、社会学、歴史学など人文・社会科学の分野の専門家が関わっており、扱う案件も都市計画や環境問題、テクノロジー・アセスメント、公衆衛生、産業衛生、エネルギー問題、福祉、医療など非常に多岐にわたっている（平川、2005）。

ところで、サイエンス・ショップは、市民の懸念・関心事であれば何でも取り扱う、という訳ではない。社会的に公益があるとみなされる案件を主に取り扱うことが、多くのサイエンス・ショップの原則となっているようだ。

したがって、(NGOなど) 社会的な活動を継続して行う団体からの案件(プロジェクト)を取り扱うことが多い[*6]。社会的な公益に関わっているため、その調査研究の成果も公表されることが原則である。

調査研究者

調査研究を行うのは、大学の学生(学部生、修士課程の大学院生、あるいは、博士課程の大学院生)や、大学のスタッフが主である。学生が調査・研究を行う場合には、大学のスタッフ、あるいはサイエンス・ショップのスタッフ(またはその双方)が監督する。学生が様々なグループと協働する中で自らのスキルや能力を育成し発揮できるようになることも、サイエンス・ショップの大きなメリットの一つである。

他方、サイエンス・ショップのスタッフが中心的に調査研究する場合もある。調査研究を依頼したNGOなどのメンバーが密接に関わる場合もある。

形態と主な業務

サイエンス・ショップの形態としては、主に大学のなかに設置されているショップと、大学から独立しているショップの二つに大別される。

大学から独立しているショップの場合、調査研究は、そのショップのスタッフが行う場合と、大学の学生や、大学あるいは研究所のスタッフに依頼する場合がある。このような

6———それゆえに個人的な案件や営利的な案件は、基本的には取り扱われない。しかし、ボック氏によれば、ユトレヒト大学では、個人的な案件や営利的な案件でも、公益性が認められる場合は調査研究が実施されるということであった。前述の2005年2月13日のユトレヒト大学でのインタビューより。

ショップは、アメリカでは、コミュニティ・ベースド・リサーチという名前で既に60年代から存在しており、アメリカでは、サイエンス・ショップという名前よりも馴染まれていくようである（平川、2002、2005）。

サイエンス・ショップの主な業務は、仲介（mediation）である。それは、非専門家と専門家を仲介するだけでなく、非専門家が携えてきた問題を、専門の調査研究が可能になるような枠組みに変換すること（リフレーミング）が非常に重要な仕事となっている。

さらに調査研究の過程において、専門家と非専門家とのコミュニケーションを仲立したり、また、調査研究の成果の最終報告が、サイエンス・ショップのスタッフの指導の下で、非専門家向けにわかりやすく書き直されることもときとして行われる場合がある。

また、「仲介」は、大学内の学部間でも行われる。しばしばクライアントが持ちこむ案件（プロジェクト）は、学科横断的な性質を持つ場合が多い^[*7]。学部や学科間の協働を調整していくこともサイエンス・ショップの大きな役割の一つである。

多様性

（前節でも指摘したように）サイエンス・ショップなどの組織は、ヨーロッパや北米だけでなく、アジアやアフリカ、南米、オーストラリアなど世界中に広がっている。そして、その社会的・歴史的・文化的状況によってかなり多様な形態があり、どこかの国のショップがそのまま世界に通用するモデルになる、ということはありません。

たとえば、オランダのサイエンス・ショップのスタッフたちは、他国のサイエンス・ショップ設立のためにアドヴァイスを行っており、ルーマニアは成功したが、他の地域では必ずしも成功しなかったとユトレヒト大学のスタッフのボック氏は述べていた^[*8]。

地域による多様性の一例として、北アイルランドのクイーンズ大学とアルスター大学のサイエンス・ショップの活動を次章で紹介しよう。北アイルランドの社会のなかで、サイエンス・ショップを介して大学がどのように存在しているのかということと、このショップの活動では人文社会科学系のプロジェクトが多いので、「人文学」としてのサイエンス・ショップとはどういう活動なのか、という二点を中心に見てみたい。

7———たとえば環境問題では、自然科学的な調査と、社会調査の双方が必要とされる場合がある。

8——— 前述の2005年2月13日のインタビューより。

2. 北アイルランドのサイエンス・ショップ——クイーンズ大学とアルスター大学

1988年に創設されて以来、ベルファストのクイーンズ大学のサイエンス・ショップは、地域に根付き、大学とコミュニティとの連携を供給してきた。その役割の重要性が認められて、1995年には、ある慈善基金が大学に与えられることになった。1996年にロンドンデリー（デリー）のアルスター大学に支部が開かれ、その活動は広がった。そして、サイエンス・ショップの活動と、その成功した事例も社会的に知られるようになってきた。

1998～2002年までの5年間だけで、北アイルランドの二つのサイエンス・ショップは、200以上のコミュニティの組織のために、400以上の調査研究プロジェクトに取り組み、300名以上の学生が関わった。

このサイエンス・ショップが扱っている領域は、社会学、心理学、健康、法、環境、情報テクノロジー、芸術、ビジネス、地域の歴史であり、いわゆる「純粋な科学」と人文学の双方を含んでいるが、（後述するように）中心的な事例は社会科学系の人文学である。

2.1 主な活動

クイーンズ大学とアルスター大学の各々に一つのサイエンス・ショップがあり、それぞれがその大学の全学部を担当している[*9]。

この二つのショップで北アイルランド全域を扱っており、常時1000以上のコミュニティ・グループと連絡をとり、案件（プロジェクト）があるかどうかを聞くことも重要な仕事である。北アイルランドでは、基本的にはグループからの案件（プロジェクト）のみを受け付ける、ということであった。

このように北アイルランドのサイエンス・ショップはコミュニティ・グループとの密接な関係をつくることによって大学と社会との窓口の役割を果たしているが、他方、大学内の学生の関心を惹くことも大きな仕事である。というのは、このショップでは、学生（学部生と大学院生）が調査研究の主体であり、サイエンス・ショップのスタッフは調査研究

9——— ちなみに訪問調査を行った2005年2月には、クイーンズ大学では専任のスタッフは3人で二部屋あり、アルスター大学では専任のスタッフは1名で、秘書が1名、部屋は二つであった。

自身を行うことはないからである。

毎年学期が始まる秋には、サイエンス・ショップで扱われるプロジェクトの一覧がウェブと小冊子で公開される。さらに、サイエンス・ショップに協力的な教員の講義時間の一部を使って、サイエンス・ショップの活動の宣伝も行っている。また、就職に際して実践的なスキルが習得できることもサイエンス・ショップのプロジェクト参加の利点としてあげられている。

さらに各々の学生とコミュニティ・グループとの間の「仲介」もスタッフの重要な仕事である。なお、このサイエンス・ショップでは、学生自身がプロジェクトを提起し、サイエンス・ショップのスタッフが協働できそうなグループを捜すことも行われている。

北アイルランドのショップの特徴としては、年に一度、それぞれの大学で最も優秀なサイエンス・ショップの成果（論文）に対して賞と賞金（500ポンド）を与えることである。その選定は、学生やコミュニティ・グループのメンバー、ボランティアが行っている。このこともサイエンス・ショップの社会的認知が増加する要因になっているようである。

2.2 プロジェクトの例と地域的な特性

ところで、2002～2004年に賞を取ったプロジェクトの内容は以下の通りである[*10]。

2002年度

- ・北アイルランドにおけるリタリン（うつ病や子どもの過敏症治療に用いられる薬剤）の使用と乱用についての調査と検討（クイーンズ大学）
- ・ダウン症の子どもたちに対する歌のレッスンの効果についての調査と検討（アルスター大学）

2003年度

- ・高齢の男性の社会的孤立についての調査と検討（クイーンズ大学）
- ・北アイルランドの子どもと青少年の権利を守る委員についての分析（アルスター大学）

10——— 北アイルランドのサイエンス・ショップに関しては、そのホームページ（www.scienceshop.org）も参照した。

2004年度

- ・家庭内暴力に取り組んでいる団体が、その地域の法的組織においてどれほど知られているのかということの調査（クイーンズ大学）
- ・北アイルランドにおける人種差別主義とその矯正（アルスター大学）

上記のように、この3年間はほとんどが社会科学系である。また、2006年度の秋のプロジェクトの案件は次の通りである（括弧内には、プロジェクトを依頼したコミュニティ・グループの数と、プロジェクトの案件の数が併記されている）。

社会・政治問題（67グループ、112件）、健康（19グループ、38件）、環境と地理（14グループ、28件）、情報テクノロジー（11グループ、12件）、アートとデザイン（5グループ、6件）、ビジネス・マーケティング・広報（19グループ、21件）、歴史（3グループ、5件）、法（2グループ、3件）（総計：のべ140グループ、225件）。

北アイルランドのサイエンス・ショップにおける「人文社会科学」のプロジェクトは、コミュニティ・グループが究明を希望している問題に対して、大学の学部生や大学院生がその実態を社会調査によって明らかにし、その結果に基づいて提案を行う、という枠組みの進行が多いようだ。「社会・政治問題」、「健康」、「環境と地理」、「ビジネスとマーケティング」においては、多くの場合このことが当てはまる。ちなみに、「歴史」は郷土史作成のための聞き取り調査のプロジェクトが多い。

「情報テクノロジー」のなかには、コミュニティ・グループのためのウェブ・サイトのデザインのプロジェクトがあり、また「広報」のプロジェクトではそのデザインが求められているように、インターンシップの一例としてもサイエンス・ショップは活用されている。

プロジェクトのなかには、（貧困、青少年、高齢者、人種差別、障害者、アルコール依存症、精神障害など）社会問題がかなり多い。これらの社会問題に取り組もうとしているコミュニティのグループも多いのであるが、そのグループだけでは社会調査などが行えない場合に、そのグループは、サイエンス・ショップを通じて大学に調査を依頼するのである。

このように、クイーンズ大学とアルスター大学は、北アイルランドではかなり信頼が

高いようである。そして大学を中心に地域のネットワークができており、サイエンス・ショップを介してコミュニティ・グループが新たな関係を結ぶこともある。このような仕方において、大学の地域貢献の一例をみることができる。

それにしても、北アイルランドだけでコミュニティ・グループが千以上もあるのは非常に多いのではないかと訊いてみたところ、「北アイルランドはイギリスのなかでも社会問題や貧困の問題が特に多い地域である」ということであった。そして（言うまでもなく）抗争もある。一人のスタッフは、私見ではあるが、と断った上で「みな平和を求めていると思う」と語った。「そのために地域で信頼し合えるネットワークをつくっており、中立的で客観的な立場の大学がその中心になることが望まれている。だから、ほかのイギリスの地域よりも大学に対する期待が高いのだと思う」と話した[*11]。

ここに北アイルランドの歴史的・社会的・文化的な独自性があり、それに向かい合おうとしていることが、北アイルランドのサイエンス・ショップが地域に根付いている最も大きな要因であるように思われた。

3. サイエンス・ショップの現状と課題

ところで、筆者は、北アイルランドのサイエンス・ショップの後、オランダのユトレヒト大学の生物学部のサイエンス・ショップを訪問した。北アイルランドのショップとの最大の違いは、その規模であった。この大学には、七つの学部それぞれにそれぞれショップがある[*12]。そして、通常の課程の他に、大学にサイエンス・ショップの課程が設けられており、そのスタッフや様々な講師が学生の指導に当たっていた。

このように大学によってかなりサイエンス・ショップの規模や形態は異なっており、社会との関わりも違ってくると思われるが、それでも、多くのサイエンス・ショップに共通した問題や課題があると思われる。それをINTERACTSの21のサイエンス・ショップの事例検討の調査報告を参照にして明らかにしてみたい[*13]。

11——— 2005年2月8日、アルスター大学のサイエンス・ショップのスタッフ、マルローン氏とのインタビューより。

12——— ちなみに、生物学部では、4人の専任スタッフがおり、部屋は二つあった。

13——— INTERACTSとは、Improving Interaction between NGOs, universities and science shops: Experiences and Expectationsを表している。INTERACTSの調査プロジェクトは、7つの国の機関や研究所によって行われた国家横断的な研

このプロジェクトには、オーストリア、デンマーク、ドイツ、ルーマニア、スペイン、イギリスの6カ国が参加し、総計16のサイエンス・ショップからの事例が、関係者へのインタビューなどによって調査検討された。その報告書の第4章に依拠しながら、NGOと大学、そしてサイエンス・ショップにとっての現状の問題点を順に見ていこう。

3.1 NGOと大学にとってのサイエンス・ショップ

サイエンス・ショップが主に関わっているNGOは、中小規模のものが多く[*14]。これらのNGOがサイエンス・ショップに期待していることは主に以下の五つの点である。

- ・ 政治的権威や会社と対話するための活動に必要な科学的分析
- ・ 政府の制度や組織からの知識のアクセス
- ・ 問題の予防あるいは軽減のための解決策の開発
- ・ NGOのサービスの供給とコミュニティのプロジェクトの評価
- ・ 新しい洞察に基づいた知識集中型のNGOのサービスの開発

社会的な領域のNGOの期待は以下の通りである。

- ・ エスニックなマイノリティグループ、低収入の家族、精神的な健康に問題を抱えている人々のソーシャル・インクルージョンのための社会的な問題とニーズの分析
- ・ NGO主導の社会的で福祉的なサービスやプロジェクトの評価
- ・ 社会的なサービスと社会的状況の改善と発展のための勧告

究である。その目的は、NGOと大学、サイエンス・ショップの相互作用を改善するためであり、その方法は、サイエンス・ショップのような仲介的存在を通して、中小規模のNGOと大学との経験と期待についての情報を供給することである。このプロジェクトは、科学と社会の領域における民主的なガバナンスのための戦略についての討議に貢献するものである。なお、このプロジェクトは、2002年の1月から2003年の12月まで行われた。INTERACTSは、21のサイエンス・ショップの事例検討以外に、二つのプロジェクトがあった。まず、それぞれの国における中小規模のNGOとサイエンス・ショップ、大学との間の協働の政治的・制度的文脈についての概観的調査、第二に（都市計画などの）シナリオ・ワークショップを開いて、関係者、NGO、研究者、サイエンス・ショップの間の協働についての期待と展望に関する調査であった。その最終報告書は、Jørgensen et al. (2004) である。

14——— 大規模で資金のあるNGOは、自ら研究者や研究所に調査を依頼することができる。

ところで、NGOがサイエンス・ショップと協働する際に障壁として感じられたのは、「NGOがプロジェクトの提案を提案しても、（調査主体の）学生がそれを受け入れるか、あるいはいつ受け入れるかが確信できない」ということである。

そのためにNGOがサイエンス・ショップに依頼するのは「あまり緊急ではなく、どちらかと言えば長期的で戦略的な問題」（デンマーク）という傾向があることが明らかになった。

他方、大学にとってのサイエンス・ショップの利点は主に以下の三点である。

- ・学生の能力やスキルの向上
- ・プロジェクトを指向し問題を基盤とした方法の応用
- ・大学の戦略的な社会的役割への貢献

サイエンス・ショップから持ちこまれるプロジェクトが、学科横断的な性格を持つことも、研究と教育にとって貢献する場合がある。デンマークでは、有機食品についての新たな研究と教育の学科がサイエンス・ショップのプロジェクトと活動によって生じた。この例ではサイエンス・ショップは、研究と教育カリキュラムの発展を生み出したと言えよう。

ところで、大学（特に研究者）にとってのサイエンス・ショップとの協働に際しての最大の障壁は、「サイエンス・ショップの活動に対する学的な認知」の問題である。例えば、協働研究を行ったとしても、ピア・レビューのある雑誌に載せられなかったり、そもそも出版の可能性が認められなかったりすることが生じる（イギリス、インスブルック）。つまり、サイエンス・ショップの活動に対して、現状では理論的で学的な関心が持たれにくい状況にあると言えよう^[*15]。

3.2 サイエンス・ショップの役割と課題

サイエンス・ショップの主な業務が「仲介」にあることは第1章で述べた。この仲介を知識の生産という観点から整理すれば、具体的には以下のような三つの段階がある。

15——— その他に挙げられた障壁としては、「大学は、サイエンス・ショップが関わるような小さなプロジェクトよりも、もっと大きなプロジェクトを優先させる」（ドイツ）ということである。

- a. NGOへ知識を伝達する（すでに存在している知識が、サイエンス・ショップによって NGOに伝達される）。
- b. NGOへ知識を供給する（研究者あるいは学生が新しい知識を生産し、それがNGOに伝達される）。
- c. NGOと協働して知識を生産する（知識の生産は、学生あるいは研究者とNGOとの協働において生じる。サイエンス・ショップは、相互作用を仲介し導くこともできるし、ショップ自身研究に参加することもできる）。

これらの三つの段階は、NGOが持ちこんだプロジェクトの性質にもよるが^[*16]、関わっている関係者の状況と、彼らが研究をどう思っているのかという二つのことが違いを生むこともあると報告は述べている。

また、この報告で明らかになったのは、サイエンス・ショップの活動の蓄積自身に意義があるということだ。つまり、サイエンス・ショップでの様々な経験が、新しいプロジェクトが計画され実行されるときに背景的な情報と知識としてしばしば使われているということである（イギリス）。

さらに、サイエンス・ショップは、様々な問題（環境問題や社会問題）の「発見」的機能を果たすことや、問題状況の「監視」などの「アンテナ」的な役割を果たすことも指摘されている（オーストリア）。

ところで、サイエンス・ショップ自身の大きな課題は二つある。

まず、資金の問題がある。これはサイエンス・ショップが設立当初からずっと抱えている問題である（平川、2002）。資金の用途に関しては、プロジェクトの活動の遂行に関するものだけでなく、サイエンス・ショップにおける教育や、コミュニティの中での学習をベースにしたカリキュラムへの資金配当が大学内での教育ユニットへの配当よりも少ないこと、分野横断的な性格のために多様なスタッフを雇わなければならないこと、そして、広報・マーケティングのための費用が必要とされていることなどである。

そして、第二の課題としては、サイエンス・ショップの存在の認知である。学界のなかでのサイエンス・ショップの活動の学的意義の認知に関しては、前節で述べたとおりであ

16——— 例えば、専門家による科学的な調査や測定が主な活動内容であればbの段階になる。

る。それ以外に、大学内での認知がまだ十分ではない事例が多い（デンマークなど）。そして、社会的な認知も少ない国もあった（スペイン）。あるいは地域では知られているが、国家レベルではまだ認知されていないという場合もある（ルーマニア）。

3.3 INTERACTSの政策勧告

このような状況に対してINTERACTSの報告では、主に次の五つの政策的勧告を行っている[*17]。

- I. サイエンス・ショップの社会的・学的認知を、大学、行政、サイエンス・ショップ自身が推し進めること。それは、その存在だけではなくて、その活動や成果、社会的・教育的意義の広報も含まれている。
- II. 長期的に安定した資金を供与すること。
- III. 大学の「研究」という側面については、サイエンス・ショップの優れた調査研究に対して、国内的あるいは国際的な基準を作り、科学と調査研究についての新しい質の評価の形式を作り出すこと。
- IV. 大学の「教育」に関しては、コミュニティ・ベースド・ラーニング、つまり、コミュニティのなかでの教育のカリキュラムを作成し実践すること。
- V. サイエンス・ショップ間の国内的あるいは国際的なネットワークを作ること。これは各々のサイエンス・ショップの経験と知識を共有するだけでなく、サイエンス・ショップの調査研究の基準の設定にも貢献するし、その結果、その存在の認知や広報にも役立つからである[*18]。

以上の勧告はサイエンス・ショップの活動の全面に関わっているが、次章では主に大学の基本的な役割とみなされる「研究と教育」に関するサイエンス・ショップの主な貢献にしばって考えてみたい。本章でのべてきたように、サイエンス・ショップは、テーマや事象を指向した学科横断的な活動である以上、既存の学問や学科、そして教育の意義や区分

17——— 詳しくは、Jørgensen et al. (2004) の第6章を参照。ここではその主なものを抜粋して取り上げた。

18——— また、サイエンス・ショップと大学は、中小規模のNGOが自らで調査研究を行えるように援助する、ということも政策的な勧告として述べられている。

の再定式化が行われうる場でもある。つまり、サイエンス・ショップの活動には学問論的な意義があるのだ。それをギボンズらのモード論の観点から整理して考察してみたい。

4. サイエンス・ショップと大学

4.1 モード論の観点からみたサイエンス・ショップ

1980年代以来、科学技術の知識生産活動は、政治や経済など社会の様々な側面と密接に関わってきている。そのために、知識生産の様式（モード）において、根本的な変動が生じており、それを明らかにしようとしたのが、ギボンズらのモード論である（Gibbons et al., 1994）。

科学技術と社会との相互的な形成関係については、1970年代以降の科学論や科学社会学の大きなテーマであった。ギボンズらの主張の特徴は、社会と科学技術についての包括的な展望を示したことにある。つまり、科学論だけではなく、科学技術政策、経済発展や経済活動、経営、高等教育、ポストモダンなどにも触れて、知識生産の様式の変化を解明する議論を展開しているのである。

ところで、ギボンズらが主張する知識生産のモードは、二つに区別される。

まず第一に、従来から存在する知識生産の様式がモード1と呼ばれる。モード1での研究活動は、各ディシプリン（個別学科）の内的な論理によって進められる。たとえば、問題解決は、ディシプリンの内部の規約にしたがって進められ、研究成果の価値は、ディシプリンの知識体系の発展にどのように貢献しているかによって決まる。研究成果は、学術雑誌、学会などの制度化されたメディアを通じて普及する。研究活動の実用的な目的は、直接的には存在しない。人材養成は、各ディシプリンのなかで主に行われる。したがって、教育訓練を受けていない外部の人間がモード1の知識生産様式のなかに入り込むことは困難であり、また外部の人間がそこに関与することを正当化することは難しい。

もう一つの知識生産の様式はモード2と呼ばれる。モード2での問題設定は、（社会的あるいは産業的な）アプリケーションのコンテキストで決まる。問題解決には、単一のディシプリンだけでなく、多様なディシプリンからの参加が求められる。そこではディシプリンを超えたトランスディシプリナリな問題解決の枠組みが用意され、個別のディシプリ

ンにはない独自の理論構造、研究方法、研究様式が構築される。これらは必ずしも個別のディシプリンの知識体系の発展には寄与しない。研究成果は制度化されたメディアを通じて普及するのではなく、参加者たちのあいだで学習的に知識が普及する。参加者の範囲は広い。大学研究者だけでなく、産業界、政府の専門家、さらには市民も必要に応じて参加するし、参加する必然性がある。その結果、知識の生産拠点、大学に集中することはなく分散される。そして、その組織は一時的であり、非常に変化しやすい。モード2の特徴としては、トランスディシプリン (transdisciplinarity)、反省性 (reflexivity)、非均質性 (heterogeneity)、そして、社会的なアカウンタビリティへの積極的な対応が挙げられている。

これらの規定からも判明であるように、サイエンス・ショップの活動は、モード2の知識生産様式の典型的な具体化の一つである。ギボンズらの論述は、科学技術政策、特に産業への政策的支援が大きなトピックとなっているために、サイエンス・ショップとの関連ははっきりとはしていないが、モード2で指摘された多くの性格をサイエンス・ショップが備えていると言ってよいであろう。

4.2 サイエンス・ショップの学問論的な意義

モード2の知識生産における一つの課題は、モード1に比べた場合、多様な学科や関係者が関与するので、生産された知識の評価の仕方が定まっていないことにある。

サイエンス・ショップの場合も同様の課題が存している。サイエンス・ショップの場合は常にトランスディシプリンであるとは限らないが、しかし、非専門家である一般市民に対して成果を呈示するために、常に自らの学科の作法を超え出なければならぬのである。

それゆえに、INTERACTSの最終報告のなかでも、サイエンス・ショップの活動についての「新しい質の評価の形式を作り出す」ことが勧告されていた。この場合、評価基準としては、二つの方向性が考えられるであろう。

一つは、成果の観点、つまり、問題解決という観点から考えられた方向である。これは、ベスト・プラクティスの発想に近く、依頼者たちの評価も重要なポイントになるだろう。

もう一つは、プロジェクトの過程に着目した方向性である。つまり、サイエンス・ショップの様々な仲介活動のなかで、どのようなコミュニケーションやディスコミュニケーションが生じたのか、そして、それらに対して、どのような工夫がなされたのか、あ

るいはどのようなことが考えられたのか、などの内容であり、インターフェイスそのものを主題とする方向性である。

後者の方向性を主に考える場合は、プロジェクト自身が成功するかしないかは主要な事柄ではなくなる。逆に失敗したプロジェクトの中で、その失敗の原因と対処を具体的に考えることによって評価されるということもあり得るであろう。

このようなプロジェクトから明らかにされる成果は、(その個別的な状況に依存しているため) 応用や転用がされやすいものではないだろう。サイエンス・ショップ自身を研究や評価のテーマとする場合、その事象、関わっている専門的な学知、コミュニケーション、メンバーの多様性が露わになってくる。

様々な多様性や問題の所在を明らかにすることや、知識が蓄積され理論化が可能なこと、あるいは社会の新しい情勢を伝えること、そしてコミュニケーションの仕方を考案させることなど、様々な知やスキルがサイエンス・ショップのなかに存在する。このような多様な知を整理し、関係づけ、時として理論化していくことに、サイエンス・ショップの活動自身に着目する際の主な学問論的意義があると考えられる。

サイエンス・ショップの活動自身に対して反省的な考察を加えていくのは、哲学、人類学、歴史学などの「人文学 (the Humanities)」の主要な役目であろう。ギボンズらも指摘しているように、研究プロセスにおける反省性が広まるにつれて、人文学が提供すべき知識の需要も増大するのである (Gibbons et al., 1994)。

我々は第2章で、サイエンス・ショップに対する「人文学」の関与の例として、社会科学的な調査研究を挙げた。これは、クライアントの要望に直接に对应していくレベルでの貢献であるが、それとは別に、サイエンス・ショップ自身の活動への反省的考察において、狭義の「人文学」の関与が考えられ得るであろう。このようにして、社会だけでなく学科間でも多重に横断していく可能性にサイエンス・ショップは開かれていると言える[*19]。

19———このように様々な研究者や市民がサイエンス・ショップの活動に関わる必要性は、二つの「根本的な不確実性」によっている (Callon et al., 2001)。一つは、科学技術や社会での諸問題が孕んでいる不確実性である。そして、第二の「不確実性」は、当事者の確定についての不確実性である。個々のサイエンス・ショップのプロジェクトは問題の解決を目指す、しかし長期的には多様なメンバーが様々な問題と対処しながら討議と協働を続けていくことが重要であろう。

4.3 サイエンス・ショップにおける教育

学知や研究の評価の仕方の変化は、他方、(大学のもう一つの役割である)教育の方法と目的の変化も意味している。

サイエンス・ショップにおける「教育」はおおよそ以下の通りである。学生は、まず専門学科の基礎を学んだ後、サイエンス・ショップの活動に参加する[*20]。学生は、サイエンス・ショップで、コミュニケーションと協働のスキルや学際的な研究における知識と専門知識、様々なグループの多様なニーズや要求をつなげる方法を学ぶ。つまり、社会的な能力や「実体験」が学べるのであり、これは就職を考えるための一つの機会になるし、またサイエンス・ショップで学んだことは、(北アイルランドのサイエンス・ショップの広報に明記されているように)就職活動にとっても好条件になる場合もある。

このようなサイエンス・ショップでの教育の仕方(コミュニティ・ベースド・ラーニング)は、大学を就職の前段階にってしまったと非難する考えもあるだろう。だが、大学の専門知を学ぶだけで十分であるということは、前述のようにもはや自明ではなくなりつつある。だが我々は専門知を否定したいのではない。自らの専門知を学びつつも、その適応範囲も知り、そして、他の専門知識や経験と結び合わせたりコミュニケーションし能動的に関わることが求められているのである(小林, 1998)。サイエンス・ショップの活動はこのことの具体的な実践に関わっている。

そもそも学生を教育することの受益者は誰なのか、ということも考えてみる必要があるだろう。それは、学生だけなのであろうか。学生が就職した企業も受益者であろう。また社会も、例えば医師や弁護士や教師といった専門的職業人の存在によって受益者になっている。すると国家自身も受益者であるという考えが生じる。これは、ヨーロッパのほとんどの大学は国立大学であり、授業も低料金であることの理由になっている(天野, 2004) [*21]。

20——— ちなみに、リヴァプール大学のサイエンス・ショップの「インターチェンジ」では、一定の成績を修めた学生しかサイエンス・ショップに参加できないことになっている(2005年2月5日にセヴィリアで開催された Living Knowledge 第2回国際会議でのデイヴィッド・ホール氏の発表より)。

21——— 日本の大学では私立大学が半数以上なので、このような発想が根付いていないようだが、学生の教育が学生だけでなく社会のためでもあるということも念頭におく必要があると思われる。

大学によって十分に教育された学生も「学知」を分有しているし、知のインターフェイスの坩堝である社会自身に「学知」が潜在していると考えるのであれば、「学知」は大学のなかにあるのではなく、大学を取り巻き、大学が関わる社会のなかにあると考えることもできるであろう。

知のデータベース化が進み、我々は大学に行かなくても専門的な学知にいつでもアクセスすることが可能になった。情報としてインターネット上で取り扱われる「学知」(応用可能で一般的な知)とは別に、ある一定の社会(地域)のなかの「学知」に取り組むことが、今後の大学の一つの存在意義になっていくと思われる。今日、大学でも対面教育の重要性がしばしば主張されるが、それは、学知のあり方の根本的な変化に対応していると考えることができるであろう。サイエンス・ショップの活動は、これらの変化に対応することができる一つの典型的なモデルであると考えられるのではないだろうか[*22]。

おわりに

教育学者の市川昭午は、昨今の大学の変動に単純に左右されないような大学像(あるいは大学の理念)を模索しようとしている(市川、2001)。市川の結論は、「研究と教育の統一」としての大学像である。さらに、専攻領域の違う人々が身近におり、日常的に交流しあっている総合大学(Universitas Literarum)は、創造的な研究環境に極めて有利である、とも指摘している。他方、ギボンズらのモード2に代表されるような産学連携の動向に対しては、大学は社会への批判力を失うのではないかと、として積極的な評価を与えていない。大学と社会との(ある程度の)距離が必要だと市川は主張している。

22——サイエンス・ショップの意義として、本稿の冒頭で(専門家と非専門家の知識の格差の解消を目的とする)「政治的価値」を挙げた。筆者はもちろん、この「価値」を否定することはない。だが、この「政治的価値」を「目的」とするならば、NGOからの調査研究を学生に任せる必要はなく、専門の研究者に任せればより確実に「解決」されると思われるのに、実際にはそうしていない。これは、単にサイエンス・ショップの資金不足で、ほぼ無料で雇える学生を使っているという訳でもなさそうなのである。

研究や教育を、「問題解決」とは別の視点から見てみたとき、サイエンス・ショップの別のすがたが見えてくるように思われる。個々の「問題」には確かに解決されるものがある。だが(解決が困難である)社会の様々な問題に対処しながら、学知を拡げ、変容させていく活動としてサイエンス・ショップを考える場合、教育の重要性が明らかになってくる。ここに、学知や大学の今後のあり方に大きな示唆があると思われる。

しかし、社会への「批判」は、社会のなかの様々なメンバーとの批判的な協働作業のなかでも行われるのではないだろうか。この協働作業のなかでは、ときとして大学や研究者自身への自己批判も生じるかもしれない。だが、このような過程を踏まえつつ活動していくことにおいて、社会のなかで、社会に対する批判を行い続けていくことも大学の一つの役割ではないだろうか。

サイエンス・ショップの活動も「研究と教育の統一」であり、多様なメンバーが交流し協働するプロジェクトである。それは、市川の主張とはやや異なっているが、今後の大学の一つの方向性であると我々は考えている。

謝辞

2005年2月のサイエンス・ショップの訪問調査（北アイルランドとオランダ）では、NPO 法人サイエンス・コミュニケーションの理事であり、現在は大阪大学コミュニケーションデザイン・センターの特任研究員の春日匠氏にお世話になった。ここに記して感謝したい。

[いえたかひろし・大阪大学21世紀COEプログラム〈インターフェイスの人文科学〉特任研究員]

【引用文献】

天野郁夫（2001）大学改革のゆくえ，玉川大学出版部。

天野郁夫（2004）大学改革，東京大学出版会。

Callon, Michel, P. Lascoumes & Y. Barthe (2001) *Agir dans un monde incertain*, Seuil.

European Commission (2003) *Science Shops - Knowledge for the community*.

Gibbons, Michael, et al (1994) *The new production of knowledge*, Sage [邦訳：現代社会と知の創造——モード論とは何か，小林信一監訳，丸善，1997年]。

平川秀幸（2002）専門家と非専門家の協働，小林傳司編『公共のための科学技術』玉川大学出版部：184-203。

平川秀幸（2005）サイエンスショップ，新田孝彦，蔵田伸雄，石原孝二編『科学技術倫理を学ぶ人のために』世界思想社：223-238。

市川昭午（2001）未来形の大学，玉川大学出版部。

Jørgensen, Michael S. et al. (2004) *Democratic Governance through Interaction between NGOs, Universities and Science Shops*, <http://www.livingknowledge.org>

小林康夫（1998）大学教育の意味を再考する，岩波講座 現代の教育10『変貌する高等教育』岩波書

店 : 315-330.

Leydesdorff, Loet & J. Ward (2005) *Science shops : A kaleidoscope of science-society collaborations in Europe*,
<http://users.fmg.uva.nl/lleydesdorff/scienceshops/scienceshops.pdf>

一連の「芸術と福祉」国際会議の概要

藤田治彦

2001年（シカゴ）に始まり、その後、2002年（ロンドン）、2003年（横浜・大阪）、2004年（ロンドン）、2005年（倉敷）、そして今回の2006年（韓国コンジュ）と、毎年順調に世界各地で開催されている「芸術と福祉」国際会議は、2005年の第5回倉敷会議から、大阪大学COEプログラム「インターフェイスの人文科学」の共催で開催されている。今回の第6回コンジュ（公州）会議の報告の前書きとして、その経緯と理念について簡単に触れておきたい。

この一連の国際会議は、筆者の提唱によって始まり、これまで、ロンドンのトインビー・ホール、イリノイ大学シカゴ校のジェイン・アダムズ・ハル・ハウス博物館、そして大阪大学に事務局をおくデザイン史フォーラムの英米日3カ国関連組織の代表者が協力し合いながら運営してきた。

この一連の会議の出発点となった2001年シカゴ会議は、そのちょうど百年前にシカゴで行なわれた、その後20世紀のアメリカを代表する建築家となる、フランク・ロイド・ライトの講演「機械のアートとクラフト」百周年を記念して開かれた国際会議であった。建築家ライトは、ウィリアム・モリスや機械生産と近代工業を厳しく批判したジョン・ラスキンなどに導かれたイギリスの運動の影響下に創設されたシカゴのアーツ・アンド・クラフツ協会のために、あえて「機械にこそ、アートとクラフトの未来がある」と1901年3月1日に講演したのである。

このアーツ・アンド・クラフツ協会の本部が置かれていたのがハル・ハウスというアメリカを代表するセツルメント・ハウス（地域福祉施設）であり、そのためにライトの講演は以来「ハル・ハウス講演」として知られるようになった。ハル・ハウスの創設者、ジェイン・アダムズは、セツルメント運動発祥の地、ロンドンのトインビー・ホールを訪れるなどして、イギリスの地域福祉活動に学び、故郷シカゴの貧しい地区に、セツルメント、ハル・ハウスを1889年に設立し、独自の活動を展開していた。

このライトの講演が「機械の時代」20世紀の最初の年、1901年に行なわれたというのは極めて象徴的である。「ハル・ハウス講演」百周年を記念して2001年にシカゴで国際会議を開催しようという日本からの呼びかけに応じて、イリノイ大学シカゴ校のロバート・ブルグマン教授とマーガレット・ストローベル教授が、まさに100年後の同月同日、3月1日にその国際会議を設定し、盛大な会を開かれたのも適切かつ有意義な決断であった。ライトが20世紀の最初の年に「機械にこそ、アートとクラフトの未来がある」といったのに対し、21世紀の始まりに生きる私たちは、いま「何に、アートとクラフトの未来がある」というべきなのか、ということとともに考える最適の場を、会場となったシカゴ公立図書館とイリノイ大学シカゴ校ジェイン・アダムズ・ハル・ハウス博物館にもつことができたのである。

この国際会議のその後の展開の大きな力となったのは、1884年にロンドンのイースト・エンドに開設された世界で最初の大学セツルメントで、セツルメント運動発祥の地、ロンドンのトインビー・ホールの館長、ルーク・ゲーガン教授の積極的な関与であった。ゲーガン教授は、第2回会議をトインビー・ホールで翌2002年開催することをシカゴで提案し、それを実現させただけでなく、日本で第3回会議を横浜・大阪でダブル開催した2003年の翌2004年にも再び、トインビー・ホールで第4回会議を実現させた。

トインビー・ホールは世界最初のセツルメント・ハウスであるだけでなく、チャールズ・ロバート・アシュビーがそこでの地域福祉の体験をもとに、近隣に、アーツ・アンド・クラフツ運動の一翼を担う手工ギルドを創設した場所でもある。したがって、トインビー・ホールは、シカゴのハル・ハウスと同様、「芸術と福祉」をともに考えようという国際活動の拠点としてもっともふさわしい場所である。

ただし、長く途絶えていたトインビー・ホールでの芸術活動を再興しようとゲーガン館長が思い立ち、実施に移したのは、この一連の「芸術と福祉」への参加以来のことであり、この一連の会議が現在のトインビー・ホールの芸術関連事業の復興に与えた影響も少なくない。今回のコンジュ国際会議でも、ゲーガン館長はそうのように挨拶されている。「芸術と福祉」というテーマを共有する国際研究会が、そのような運動の源泉となった——ただし、その後そこでは実践が一時途絶えていた——組織に逆に影響を与え、本来の活動の復興に寄与するというまれな、ある意味で理想的な展開が始まっている。

トインビー・ホールがあるイースト・エンドは、イギリス（ロンドン）に渡ってきた人々が最初に定住する場所とされる。かつては、ユダヤ系の人々やアイルランド系の人々

などが住んだが、次第に居住層は変化し、現在ではインド（ベンガル）、パキスタン、バングラディシュなどからの移民が多数を占め、イスラム系の人々が多い地域でもある。したがって、イギリスのみならず世界の幸福（広義の福祉）の将来を占う場所のひとつともいえよう。このような場所で、「芸術と福祉」国際会議の理念を実践する小劇場がどのように運営されるか、今後の展開に注目するとともに、可能な限りの協力をしていきたい。

2度にわたるロンドン会議等を経て、2005年に開催された、第5回会議である倉敷2005「芸術と福祉」国際会議は、倉敷をあげての盛大な会となり、一連の会議のなかでもとくに画期的な会となった。少し詳しく内容を記しておきたい。なお、「芸術と福祉 Art and Welfare」という本国際会議の名称は、この第5回会議で初めて正式に使われ、今回の第6回コンジュ国際会議でも継承されたもので、アーツ・アンド・クラフツ運動史国際会議（International Conference on the History of the Arts and Crafts Movement）とセツルメント運動史国際会議（International Conference on the History of the Settlement Movement）という二つの相互に関連する国際会議を連続日程で開催するペア国際会議である。公式名称は、その略称を重ねた「ICHACM+ICHSM」である。

倉敷2005会議では、7月26日午前のルーク・ゲーガン、マーガレット・ストローベル両氏に続いて、午後には、ターニャ・ハロッド氏、鶴岡真弓氏の講演があり、第1日目の締めくくりに高階秀爾大原美術館館長のコメントがあった。翌27日午前には、安井昭夫倉敷民藝館理事長、加計美術館館長の児島塊太郎氏、そして熊倉功夫林原美術館館長の講演があり、午後には東アジア工芸運動シンポジウムが開催された。パネリストは当時千葉大学（現首都大学東京）の長田謙一氏、神戸市外国語大学の竹中均氏、釜山市立美術館の李書榮氏、朝陽科技大学のパトリシア・リン氏が、それぞれの視点から「アーツ・アンド・クラフツと民芸」についてのパネリスト発表を行った。そのあと見学会と有隣会主催の関連行事があり、大原謙一郎理事長の講演があった。

国際会議3日目と4日目の28日と29日に関しては、講演者、発表者の名前だけ紹介するにとどめる。藤田和弘氏、ヘンリ・ブラーケンブルフ氏、ジル・ゴールズワージー氏、ケイト・ブラッドリー氏、アンジェラ・ジョンストン氏、井岡勉氏、小椋昭氏、横田賢一氏、岡田喜篤氏、赤松力氏、内田節子氏、昇地三郎氏、以上の方々であった。

これらのスピーカー諸氏はそれぞれさまざまな経歴と意見を有しているが、現在のそして明日の「芸術と福祉」をともに考えるためには、さまざまな意見に互いに耳を傾けることがまず必要である。会場で、あるいは、会場外や懇親の席などでも大いに議論が交わさ

れた。見学会や石井十次の生涯を描いた映画鑑賞会、あるいは関連企画の展覧会などでも国内的あるいは国際的な交流が深められた。

なお、この会議の通訳には東京の日本民藝館国際部の三村京子氏も協力された。大阪大学コミュニケーションデザイン・センターの要真理子氏と岡山大学教育学部の赤木里香子氏が司会を勤めた。要真理子氏は『国際会議論集』の編集を実質的に担い、当時同じくコミュニケーションデザイン・センターの所属だった岩渕亜希子氏および、大阪大学大学院文学研究科大学院生の島本英明氏の貢献も大きかった。『国際会議論集』のデザインは、コミュニケーションデザイン・センターの久保田徹氏の助言を得て、要真理子氏が行った。このデザインは今回のコンジュ2006の『国際会議論集』にも引き継がれている。

また、赤木里香子氏は、岡山アーツ・アンド・クラフツ・ビレッジの原田豊美氏や大原美術館の柳沢秀行氏とともに、関連企画の展覧会「アーツ&クラフツ倉敷05」を開催した。コンジュ2006では「アーツ&クラフツ・デザイン招待展」が開催されることになったが、この国際会議に平行しての関連展の開催は、倉敷に始まる。

最後に、大阪大学大学院文学研究科の大学院生と開催地倉敷の学生の皆さんの会場での協力についても記しておきたい。大学院生の参加は、若い人々に「芸術と福祉」国際会議の趣旨と実際に知ってほしいという考えで促したものだが、これらの若い人々の協力なしに、この種の会議をスムーズに運営することは困難であった。それは、今回のコンジュ2006についても同様である。

これらひと組の国際会議は、ともに基本的に歴史研究の会議ではあるが、決して回顧的ではなく、私たちが生きている現在と、次の世代が生きる未来への関心に支えられて、この2006年まで、順調に毎年開催され続けている。2005年会議開催地倉敷（岡山）の大原孫三郎、児島虎次郎、そして石井十次の関心の対象も次の世代、新しい世界、だったのではないだろうか。そのような、次の世代を考えて行動する人間的伝統を大切にしたい。

[ふじたはるひこ・大阪大学大学院文学研究科教授]

コンジュ2006「芸術と福祉」国際会議について

要 真理子

今年度の「芸術と福祉」国際会議は、10月16日から19日にかけて韓国で開催された。初日の第6回アーツ・アンド・クラフツ運動史国際会議、2日目の第3回セツルメント運動史国際会議は、公州国立博物館で行われた。3日目は百済の歴史的な遺産や韓国の芸術工芸品を鑑賞し、4日目は益山市の高齢者福祉施設を訪問した。

本会議は、これまでアメリカ（2001年）、イギリス（2002年、2004年）、日本（2003年、2005年）で開かれてきたが、はじめてこれら3国以外の国である韓国が開催地となったことに大きな意義がある。

第1日目（第6回アーツ・アンド・クラフツ運動史国際会議）は、まず大阪大学の藤田治彦氏が「アーツ・アンド・クラフツと東アジア——『農民美術』と『民藝』との比較を通じて——」というタイトルのもと講演を行った。藤田氏は民藝運動を、東京で開始された日本の工芸運動である以上に、ソウルで開始された東洋の工芸運動であることを確認し、こうした運動の意義を特定の地域に限らず、国際的な規模で議論し捉え直すよう提案した。2人目の発表者ヘルシンキ芸術大学教授ベッカ・コルヴェンマー氏は、「工芸とデザイン、および福祉国家の設立」に関してフィンランドを中心に北欧5カ国の19世紀後半から今日の状況を報告した。フィンランドは、近代においては隣国（ロシア・スウェーデン）、現代ではEU諸国との関係から政治的にも経済的にも複雑な状況に置かれている。そこにおいて、政府は、世界的なシェアを誇る「ノキア」のようなブランドと同様に、伝統工芸も国内の経済活性化に役立てようと輸出産業に力を入れている。輸出による税収が転じて市民に豊かな生活をもたらすのであり、そのとき工芸-デザインは「もの言わぬ奉仕者」として機能している。

つづく慶應義塾大学教授の横山千晶氏による「ホワイトチャペルと労働者の芸術教育——イースト・エンド発の芸術の誕生——」では、セツルメント施設トインビー・ホールと芸術の関係がイギリスの社会構造との関連から再考された。横山氏は芸術活動を教

育、制作、展示に分類し、アカデミーとナショナルギャラリーという専門集団のための閉鎖的な伝統的機関に対置させることで、トインビー・アート・クラブとホワイトチャペル・アート・ギャラリーという住民に開かれた組織の特性を際立たせた。4番目の樹徳科技大学助理教授鄭夙恩氏による「台湾の工芸と文化政策」および5番目の国民大学校教授田溶一氏による「韓国の伝統工芸」では、それぞれの国における地方工芸と産業の現況が論じられた。両者の報告には、工芸の意味の細分化と政府の関与という点で共通の問題が含まれていた。これはさきのコルヴェンマー氏の発表内容とも重なる。ただし、鄭氏と田氏の場合、市民（素人）の工芸制作への参加と市民による工芸品の市場の開拓などがいっそう重視されていたように見える。このように、複数の発表者が共通の問題について論じる際に、時間制限があったにせよ、発表者同士の議論および会場との質疑がもたれなかったことが第1日目の反省点であろう。

この日の夕刻、特別講演が行われ、国立公州大学教授尹龍赫氏が自然美をその基盤とする百済の芸術文化を紹介した。開催地コンジュ（公州）は百済文化の都であり、日本とも縁が深い。

2日目（第3回セツルメント運動史会議）は、最初にトインビー・ホール館長ルーク・ゲーガン氏が「トインビー・ホール：過去、現在、そして未来のために」というタイトルのもと設立時から現在までの組織の理念と活動を紹介した。次に、誠信女子大学教授崔日燮氏が、「地域社会福祉館の教育・文化事業」について発表した。これは、韓国のセツルメント運動の歴史と地域福祉の現況に関する興味深い報告であった。英米の影響を受けて1906年に開始された韓国のセツルメント運動は、当初は女性団体を中心に広められた。1930年代になって日本政府が介入し、ソウルでのこの運動を推進する。その折、セツルメント・ハウスは地域福祉センターと名称を変え、今日に至るまで社会福祉事業の拠点となっている。3人目の発表者、マーガレット・ストローベル氏は、ジェイン・アダムズ・ハル・ハウス博物館前館長であり、ゲーガン、藤田両氏とともに一連の会議の主要メンバーである。ロンドンのトインビー・ホールとともにセツルメント運動の一翼を担っているシカゴのハル・ハウスの歴史的な重要性と実状を報告した。ゲーガン、崔、ストローベルの三氏は、移民、女性、貧困者などかつてのマイノリティの救済のための活動が、現在ではコミュニティ全体の幸福のための活動に転換していることを指摘した。

つづいて、福祉に関わるさまざまな状況について、高麗大学校教授丁昌徳氏、第一福祉大学教授俵国昭氏、同志社大学教授岡林洋氏より報告がなされた。まず、丁氏が、「韓国

のユビキタス福祉システム」を紹介した。儒教文化に深く根ざした韓国社会においては今もなお3世代住居が一般的である。ユビキタス福祉システムは、各家庭（個人）の幸福を実現するために、ユーザーが使用しやすい健康・福祉に関する情報のデータベース化を試みている。俄国昭氏は、日本の福祉現場における美術や文化について大学教育という観点から発表した。ハードの側面では、行政主導型の福祉政策から民間型の福祉政策への移行の、ソフトの側面では大学の医療や福祉科目に美術教育、とくに実技の導入の重要性を強調した。岡林洋氏は、自らの体験から医療福祉と芸術の関連に関心をもった経緯、およびその問題について語った。論題の「ホスピス・アート・プロジェクト」は、現代アーティスト宮島達男氏の作品をメディアとして入院患者との交流のなかで展開していく、言ってみればインタラクティブなアートである。芸術と医療福祉との関係という点で、この発表はさきの俵氏の発表と共通の問題を含んでいる。しかしながら、芸術療法は、芸術が患者の精神的な負担を軽減するとしても、患部の治療に効力を発揮しない限り、非常に危うげなもののように見える。芸術療法は、日本だけの問題ではない。実際、4日目に訪れた益山の高齢者福祉施設では、音楽療法や映像療法が行われていた。

2日目の最後に、東新大学校教授梁哲豪氏が、「光州ビエンナーレと福祉文化」について発表した。ビエンナーレは、第一に文化交流のメディアとなり、第二に地域社会を形成し、第三に地方都市の再開発を促すとされた。梁氏は、コミュニティの基盤が確立すれば福祉活動も充実すると考える一方で、光州ビエンナーレは、世界の代表的アート・ビエンナーレの一つとして定着したが、「芸術と福祉」という観点はこれまで同ビエンナーレにはなく、今後、検討の余地があると述べた。

以上のように、本会議は、今年度のコンジュ2006「芸術と福祉」国際会議実行委員長である李書榮氏（大阪大学コミュニケーションデザイン・センター招聘教授）の司会によって進行され、発表者および関係者のほか、大田大学の学生と大阪大学の大学院生の協力によってすみやかに行われた。さらに、会議期間中、関連企画としてAW（Art & Welfare）国際デザイン招待展が公州国立博物館1階ホールで開催された。会議には延べ約五十名が参加した。参加者数こそ、百数十名が参加した倉敷会議よりも少ないが、初めて韓国で開催されたこと、国立博物館で開催されたこと、展覧会の図録が刊行されたことなど、その意義は大きい。日・韓・英の3カ国語からなる国際会議冊子は昨年同様、大阪大学コミュニケーションデザイン・センターと文学研究科の教員と大学院生によって編集された。

遺族支援システムの構築に向けて

地域における遺族支援の現状と課題

坂口幸弘／森田敬史／赤澤正人／岡本双美子／黒川雅代子／瀬良信勝／西牧真理
米虫圭子／恒藤 暁

1. はじめに

わが国では近年、遺族への支援、いわゆるグリーフケアが社会的関心事の一つとして注目を集めている。現代の日本社会では、核家族化と個人主義が進んでおり、家族同士あるいは地域社会での支えあいの力は弱くなってきている中、遺族支援の必要性は今後ますます高まるものと考えられる。そこで将来のわが国における遺族支援システムの構築を目指し、医学・看護学・心理学・社会学・福祉学・宗教学・教育学・文化人類学など含む学際的観点から検討することを目的として、筆者らは「遺族支援システム研究会」を発足させ、2003年7月に第一回研究会を開催した。

「遺族支援システム研究会」は、大きく分けて以下の2点を検討課題としている。1) 遺族支援プログラムの開発；従来の実証的・臨床的知見を統合し、効果的な遺族支援プログラムを策定するとともに、援助者養成のプログラムについても検討を行う。2) 遺族支援センターの設立の構想；遺族支援プログラムを運用するためには、遺族支援のための独立した専門機関を設置することが望ましいと思われ、その実現に向けての提言をまとめる。

今年度は、上記の課題検討に向けて、わが国の遺族支援、特に地域における遺族支援の現状と課題を把握するため、3つの基礎的な調査研究を実施した。

第一は、学校現場における遺族支援、特に養護教諭による遺族支援に関する研究である。従来学校における養護教諭の果たす役割は、救急処置と保健指導が主なものであった。しかし近年では、保健室登校、いじめなど児童・生徒が抱える多様な心身の問題が注目されており、心の問題に対して養護教諭もその役割を担うようになってきている。心の問題の一つに死別を体験した児童・生徒への対応を挙げることができる。学校現場での死別体験には、児童・生徒が関係した事件や事故、自殺、近親者の死などが考えられる。死

別を伴う災害や事件後に、子どもには様々な身体的・精神的反応が見られる。例えば身体的反応には食欲不振、頭痛、腹痛などが挙げられる。また精神的反応には気分のいらだち、怒りっぽさ、抑うつ、罪悪感などが挙げられる。それらの結果として学習に集中できないなど日常生活へ支障が生じる場合もある。死別体験によって心に傷を負った児童・生徒への支援は重要であるが、学校でどのような対応がなされているのか、その詳細は明らかになっていない部分が多い。

第二は、在宅ケアにおける遺族支援に関する研究である。厚生労働省報告によると、平成16年度に在宅で死を迎えた人は、12.4% (127,445人)であった。しかし日本人の大半は最期を自宅で過ごしたいと希望しており、国の方針としても診療報酬点数を見直し、在宅医療の拡充を推進する方向にある。そのため、終末期ケアにおける訪問看護師の果たす役割は、今後さらに大きくなることが予想される。WHOがバリエティブ・ケアの中に、明確に遺族ケアを位置づけていることから言えるように、在宅での終末期ケアは、患者および家族、遺族のケアが含まれている。1990年以降遺族に対する支援の必要性も叫ばれ、セルフヘルプグループや緩和ケア病棟などで、遺族に対する支援が行われているが、訪問看護師による遺族支援の実践について系統立った調査報告はほとんど行われていない。

第三は、宗教家、特に仏教僧侶による遺族支援に関する研究である。多くの日本人は頃から宗教信仰を通じて、こころの安寧を保持しているわけではない。しかし、自分自身や家族の誰かが難治性の疾病に見舞われたり、死を免れ得ない状況に直面したりすると、一個人としての意味を見出す必要性が生じ (Yalom, 1980)、神仏にすがろうとする気持ちがわく (長谷川, 1992)。したがって、多くの日本人は日常生活をおくるうえでは、宗教に対する意識が希薄であるが、自分自身あるいは周囲の人々を脅かすような危機的狀態に陥ると、宗教というものに頼ろうとするのかもしれない。実際、配偶者死別後の悲嘆から回復する過程において、「仏教の支え」が促進要因として挙げられていた研究 (澤田, 1997) や、ホスピスなど終末期医療の現場や福祉の現場で仏教者による対人援助の意義が認められ実績を上げてきていること (賞雅, 1997)、さらにホスピスなど終末期医療の現場で、死を間近にした患者らの心を癒すために、人材養成として僧侶や牧師、神父ら伝統的な宗教関係者が取り組みを始めていること (朝日新聞, 2004年12月5日付) からも、布教活動に従事する宗教家の役割が期待されていることも否定できない。そして、古来より脈々と継承されてきた、ケアとしての宗教が現場の中で再確認されなければならない時代にきているが、現状としては、多くの人々がそれを認知するには至っていないと思われる。

る。一方で、大村・金児・佐々木(1990)が行った浄土真宗本願寺派寺院の住職を対象にした研究では、19.1%が「住職はあまりいろいろ新しいことをやる必要はない。お寺のお勤めと門徒の家での法要や葬式をしっかりとやってさえいればそれで充分だ」という質問項目に肯定的な回答をしていた。さらに、僧侶を訪問する動機の65.8%が「葬式・法事をお願いするとき」であるとする曹洞宗檀信徒の意識調査(曹洞宗宗勢調査委員会, 1984)からも、現代の“葬式仏教”と揶揄される時代背景を裏付ける結果となっている。以上のように、宗教の必要性が認められる一方で、ネガティブな結果が報告されているが、仏教僧侶によるターミナルケア(終末期医療)や遺族支援の取り組みに焦点化した調査はほとんど実施されていない。

2. 学校現場における遺族支援

目的

本研究の目的は、死別を体験した児童・生徒に対して、養護教諭がどのように対処し、どのような困難を感じているのか、学校での対応などを明らかにすることである。

方法

A県内の公立小学校・中学校・高等学校の養護教諭に、郵送による質問紙調査を実施した。質問紙は1345部郵送し、346部回収した(回収率25.8%)。調査期間は2004年9月下旬から11月下旬であった。質問項目は、在学中の児童・生徒が亡くなった場合、児童・生徒が近親者を亡くした場合の、それぞれの学校、個人での対応や困難に感じたこと、学校現場での遺族支援の現状に対する考えを尋ねた。

結果および考察

1) 対象者の基本属性

対象者の基本属性を、Table1に示す。対象者はすべて女性であった。児童・生徒が亡く

なった経験がある養護教諭は206名(59.4%)、家族を亡くした児童・生徒に接した経験がある養護教諭は298名(85.9%)であった。

2) 在学中の児童・生徒が亡くなった場合

在学中の児童・生徒が亡くなった経験がある養護教諭は206名(59%)であった。在学中の児童・生徒が亡くなった理由をFigure1に示す。児童・生徒が亡くなった理由は、病気が98名(48%)、事故が82名(40%)、自殺が14名(7%)であった。なお亡くなった場所は、学校管理外が176名(87%)、学校管理下が29名(13%)であった。またその死が予測可能であったかどうかは、「予測できなかった」が147名(72%)、「予測できた」が57名(28%)であった。

亡くなった児童・生徒の親への接し方への回答をTable2に示す。「葬儀・通夜に参列した」が88%、「話を十分に聞いた」が22%、「家庭訪問をした」が22%であった。児童・生徒を亡くした親に接する上で困難に感じたことへの回答をTable3に示す。「どのように接してよいかわからなかったこと」が34%、「自分自身の精神的問題」が14%であった。なお「接する機会がなかったので回答不可」が40%であった。

他の児童への接し方への回答をTable4に示す。「亡くなった児童・生徒の思い出を語り合った」が47%、「いのちの大切さを一緒に考えた」が31%、次いで「事情を説明した」は25%であった。他の児童・生徒に接する上で困難に感じたことへの回答をTable5に示す。「どのように接してよいかわからなかったこと」が18%、「自分自身の精神的問題」が15%であった。なお「特に困ったと感じたことはない」が42%であった。

児童・生徒が亡くなった後に経験した気持ちや体調の変化をFigure2に示す。「悲しみ」が84%、「無力感」が49%、次いで「疲労感」が26%であった。気持ちや体調の変化に関して困難に感じたことへの回答をTable6に示す。「感情を表に出すことができなかった」が23%、「気晴らしができなかった」が21%であった。これらの結果から、気持ちや体調の変化に対しての、養護教諭自身のケアの重要性が示唆される。



Figure1 児童・生徒が亡くなった理由

Table1 対象者の基本属性

	人	%
性別		
女性	346	100
年齢		
20代	69	19.9
30代	63	18.2
40代	120	34.6
50代	89	25.6
60代	5	1.4
担任の経験		
あり	2	0.06
なし	344	99.4
現職		
小学校	155	44.4
中学校	79	22.8
高等学校	94	27.1
養護学校	16	4.6
児童・生徒の死別経験の有無		
あり	206	59.4
なし	137	39.5
家族を亡くした児童・生徒に接した経験の有無		
あり	298	85.9
なし	43	12.4
教師歴の平均 18.5年 (SD=11.2)		
現任校での勤務年数の平均 4.4年 (SD=3.5)		

Table2 亡くなった児童・生徒の親への接し方

葬儀・通夜に参列した	88%
話を十分に聞いた	22%
家庭訪問をした	22%
学校として事情を説明した	8%
手紙を書いた	7%
電話した	6%
カウンセラーや精神科医などの専門家や専門機関を紹介した	2%
特に何もしなかった	16%

Table3 児童・生徒を亡くした親に接する上で困難に感じたこと

どのように接してよいかわからなかったこと	34%
自分自身の精神的問題	14%
時間的な余裕がなかったこと	10%
教師間で関心度や意見に差があったこと	8%
組織（管理職）との間に考え方の相違	3%
相談する相手がいなかったこと	3%
ほかの親やPTAとの間に考え方の相違	0.5%
特に困ったと感じたことはない	12%
接する機会がなかったので回答不可	40%

Table4 他の児童・生徒への接し方

亡くなった児童・生徒の思い出を語り合った	47%
いのちの大切さを一緒に考えた	31%
事情を説明した	25%
亡くなった児童・生徒のために何かをした	12%
特に何もしなかった	26%

Table5 他の児童・生徒に接する上で困難に感じたこと

どのように接してよいかわからなかったこと	18%
自分自身の精神的問題	15%
教師間で関心度や意見に差があったこと	8%
時間的な余裕がなかったこと	7%
相談する相手がいなかったこと	4%
組織（管理職）との間に考え方の相違	2%
ほかの親やPTAとの間に考え方の相違	1%
特に困ったと感じたことはない	42%
接する機会がなかったので回答不可	14%

Table6 自身の変化に対して困難に感じたこと

感情を表に出すことができなかった	23%
気晴らしができなかった	21%
気軽に相談できるカウンセラーや精神科医などの専門家が いなかった	10%
自分のプライベートな生活に支障をきたした	8%
日常の仕事に支障をきたした	7%
同僚に話を聞いてもらうことができなかった	3%
家族や友人に話を聞いてもらうことができなかった	1%
特に困ったことはなかった	46%

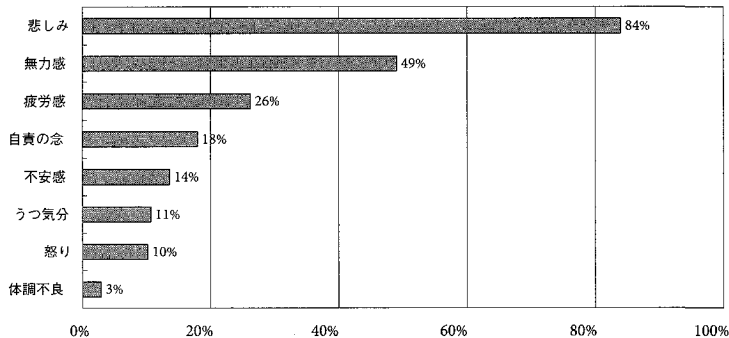


Figure2 児童・生徒が亡くなった後に自身が経験した変化

3) 児童・生徒が近親者を亡くした場合

近親者を亡くした児童・生徒に接した経験がある養護教諭は285名(82%)であった。Figure3に近親者と児童・生徒の関係を、Figure4に近親者が亡くなった理由を示す。

近親者と児童・生徒の関係は「母」が122名(43%)、「父」が119名(42%)、「祖父母」が22名(8%)、「兄弟姉妹」が17名(6%)であった。近親者が亡くなった理由は「病気」が193名(68%)、「自殺」が45名(16%)、「事故」が42名(15%)であった。なお近親者の死が予測可能であったかどうかは、「予測できた」が110名(39%)、「予測できなかった」が175名(61%)であった。

近親者を亡くした児童・生徒への接し方への回答をTable7に示す。「話を十分に聞いた」が50%、「葬儀・通夜に参列した」が47%であった。なお「特に何もしなかった」が21%であった。近親者を亡くした児童・生徒に接する上で困難に感じたことへの回答をTable8に示す。「どのように接してよいかわからなかったこと」が32%、「時間的な余裕がなかったこと」が12%であった。なお「特に困ったと感じたことはない」が35%であった。

近親者を亡くした児童・生徒以外の児童・生徒への接し方への回答をTable9に示す。また「一部の児童・生徒にのみ事情を説明した」が18%、「近親者を亡くした児童・生徒の気持ちはどういふものかを伝えた」が13%であった。なお「特に何もしなかった」が65%であった。他の児童・生徒へ接する上で困難に感じたことへの回答をTable10に示す。「どのように接してよいかわからない」が12%であった。なお「特に困ったと感じたことはない」が54%、「接する機会がなかったので回答不可」が21%であった。

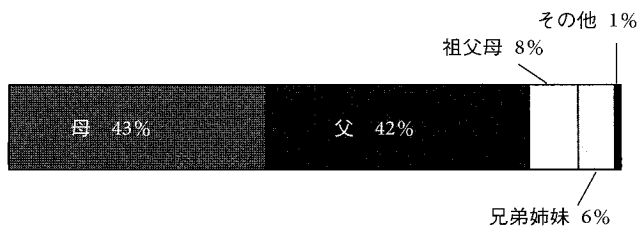


Figure3 近親者と児童・生徒の関係

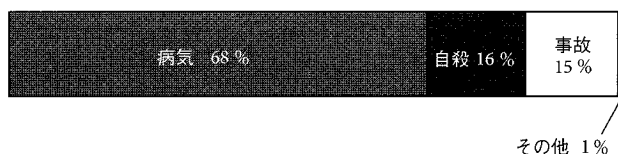


Figure4 近親者が亡くなった理由

Table7 近親者を亡くした児童・生徒への接し方

話を十分に聞いた	50%
葬儀・通夜に参列した	47%
家庭訪問をした	5%
カウンセラーや精神科医などの専門家や専門機関を紹介した	5%
電話した	3%
手紙を書いた	3%
奨学金などの事務手続きをサポートした	3%
特に何もなかった	21%

Table8 近親者を亡くした児童・生徒に接する上で困難に感じたこと

どのように接してよいかわからなかったこと	32%
時間的な余裕がなかったこと	12%
教師間で関心度や意見に差があったこと	8%
自分自身の精神的問題	5%
相談する相手がいなかったこと	2%
組織（管理職）との間に考え方の相違	1%
ほかの親やPTAとの間に考え方の相違	0.3%
特に困ったと感じたことはない	35%
接する機会がなかったので回答不可	15%

Table9 近親者を亡くした児童・生徒以外の児童・生徒への接し方

一部の児童・生徒にのみ事情を説明した	18%
近親者を亡くした児童・生徒の気持ちはどういふものかを伝えた	13%
近親者を亡くした児童・生徒への接し方を説明した	6%
クラス全員に事情を説明した	3%
特に何もなかった	65%

Table10 近親者を亡くした児童・生徒以外の児童・生徒に接する上で困難に感じたこと

どのように接してよいかわからなかったこと	12%
教師間で関心度や意見に差があったこと	5%
時間的な余裕がなかったこと	3%
自分自身の精神的問題	3%
組織（管理職）との間に考え方の相違	1%
ほかの親やPTAとの間に考え方の相違	1%
相談する相手がいなかったこと	1%
特に困ったと感じたことはない	54%
接する機会がなかったので回答不可	21%

4) 死別の悲しみと援助について

死別の悲しみと援助の方法について、「学んだ経験あり」が62名(18%)、「学んだ経験なし」が275名(82%)であった。「学んだ経験あり」の62名に何から学んだのか記述を求めると、書籍、講演会、研修などから学んだと回答していた。「死別の悲しみと援助の方法について学びたいと思いますか」への回答をFigure5に示す。「そう思う」、「ややそう思う」を合わせた「学びたい」とする回答が89%であった。死別の悲しみと援助の方法に関して、学びたい内容への回答をTable11に示す。死別が生じた場合の、児童・生徒への接し方についてのニーズが70%以上であった。学校としての対応についてのニーズが58%であった。また児童・生徒が教師や養護教諭に期待する内容についてのニーズが46%であった。専門機関との連携に関するニーズも46%であった。これらの結果から、児童・生徒に対する支援の方法や、セルフケアに関する内容を新任研修・経験者研修・管理職研修などの機会をとらえての研修等の必要性が示唆される。また、大学の養護教諭養成カリキュラムの中でも、「健康相談活動の理論及び方法」の科目を中心に体系だった技能・知識の習得を盛り込むことも必要と考えられる。

死別を経験した児童・生徒に対する学校の取り組みに対する認識をTable12に示す。どちらの場合も、70%以上の養護教諭が学校での取り組みに対して十分ではないと感じていることが分かった。学校での取り組みに対する満足度は高いとはいえず、学校全体で行う取り組みの範囲と方法を検討していく必要があると思われる。

Table11 死別の悲しみや援助方法に関するニーズ

近親者を亡くした児童・生徒への接し方	74%
同級生を亡くした児童・生徒への接し方	70%
学校(組織)としての対応の仕方	58%
同級生を亡くした児童・生徒が教師・養護教諭に期待していること	46%
近親者を亡くした児童・生徒が教師・養護教諭に期待していること	46%
カウンセラーや精神科医などの専門家や専門機関との連携の取り方	46%
同級生や近親者をなくした児童・生徒の親が教師・養護教諭に期待していること	38%
日本のほかの学校での現状	21%
学校での対応の仕方に関する海外の動向	14%

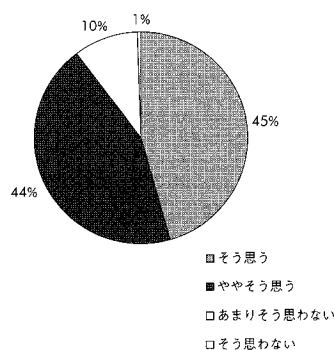


Figure5 死別の悲しみと援助の方法について学びたいと思うか

Table12 死別が生じた場合の学校での取り組みに対する認識

	在学中の児童・生徒が亡くなった場合	児童・生徒の近親者が亡くなった場合
十分だと思う	28%	25%
十分ではないと思う	72%	75%

3. 在宅ケアにおける遺族支援

目的

本研究の目的は、在宅ケアにおける遺族支援の現状を把握するとともに、在宅における遺族支援に対する看護師の意識を明らかにすることである。また、訪問看護師が在宅ケアにおける終末期の利用者とその家族をどのようにケアし、看取りを経験しているのかについても検討を行う。

方法

対象は、A県下にある全訪問看護ステーションに勤務する看護師である。郵送による質問紙調査の結果、315名から有効回答が得られ、有効回答率21%であった。調査期間は、2005年4月から5月である。質問項目は、遺族に対する在宅での取り組み、遺族支援を行うための問題点、遺族支援のキーパーソン、遺族支援に対する学びの必要性などについてである。

結果および考察

1) 回答者の基本属性

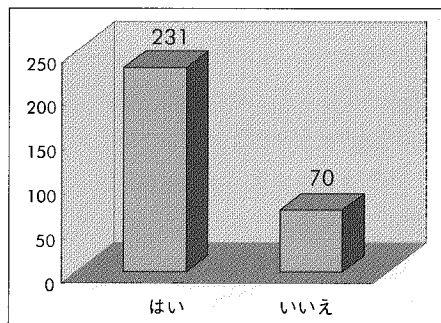
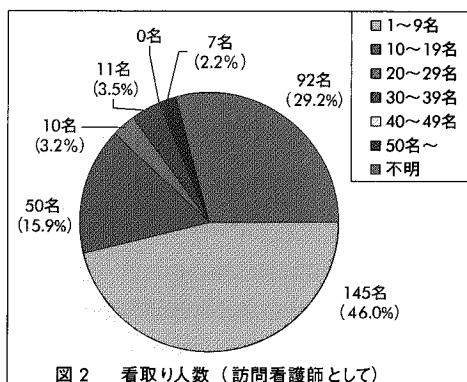
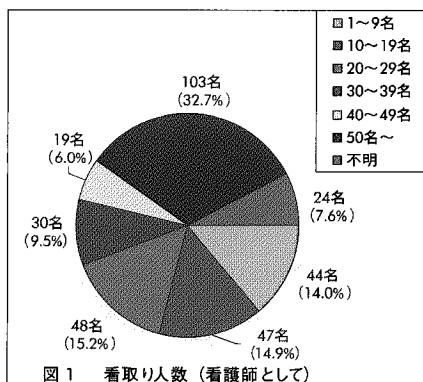
訪問看護師315名の基本属性は、表1の通りである。年齢は約8割が30～40代であった。看護師経験では10～19年の経験をもつ訪問看護師が過半数を超えていた。ケアマネージャーを兼務している訪問看護師は12.4%であった。

表 1 訪問看護師の基本的属性

		人数	%
性別	女	312	99.0
	男	2	0.6
年齢	20代	17	5.4
	30代	125	39.1
	40代	125	39.7
	50～	46	14.6
看護師 経験年数	～9年	47	14.9
	10～19年	173	54.9
	20～29年	72	22.9
	30年	20	6.4
訪問看護師 経験年数	～3年未満	100	31.7
	3年～6年未満	103	32.7
	6年～	110	34.9
現職	所長	88	27.9
	訪問看護師	232	73.7
	ケアマネージャー	39	12.4
所長年数	～9年	11	13.3
	10～19年	25	30.1
	20～29年	28	33.7
	30年	19	22.9

2) 看護師としての看取りの経験

回答した訪問看護師315名のうち、97.1%が看護師として看取りを経験していた。看取った患者の人数では、32.7%の看護師が50名以上と回答した(図1)。在宅では、74.6%が看取りを経験し、看取った利用者の人数では、46.0%の訪問看護師が1～9名と回答した(図2)。



n=301

3) 患者の死後の遺族への訪問

患者の死後、遺族支援として遺族への訪問を行っている訪問看護師は、231名(76.7%)にも のぼっていた(図3)。訪問の回数については、「1回」が最も多く、遺族への訪問をした231名の看護師のうち79.7%であった(図4)。訪問の時期については、死亡後1ヶ月程度が最も多く、訪問した看護師のうち50.6%であった(図5)。

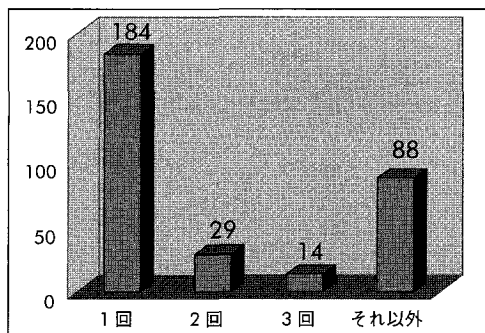


図4 訪問の回数

n=315

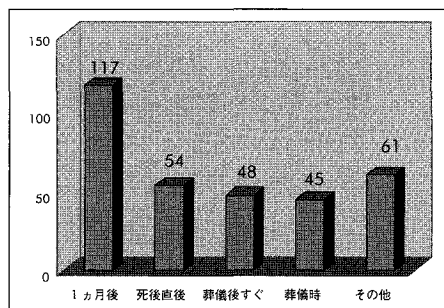


図5 訪問の時期

n=315

複数回答

4) 遺族のための取り組み

遺族のための取り組みに関して、「行っていない」との回答は53.2%、「時々」または「いつも」との回答は46.8%であった(図6)。具体的な遺族のための取り組みの状況は、図7の通りである。最も多く行われていたのが「臨終時に話を十分に聴いている」という臨終時の傾聴であり、73.7%であった。次いで、「葬儀後に訪問している」(67.6%)、「遺族に死後の処置を一緒にするよう促している」(63.5%)であった。「これからのこと(手続きなど)」について説明している」や「看護師として死亡の原因などについて説明している」なども半数を上回っていた。一方で、訪問看護師による遺族支援として、家族間の調整や他職種との連携、社会資源の紹介等はほとんど行われていなかった。このような在宅での遺族のための取り組みについて、「不十分だと思う」との回答が23.2%、「あまり十分ではないと思う」との回答が43.7%に上り、あわせて約7割の方が現状での取り組みを十分ではないと認識していることが明らかとなった(図8)。

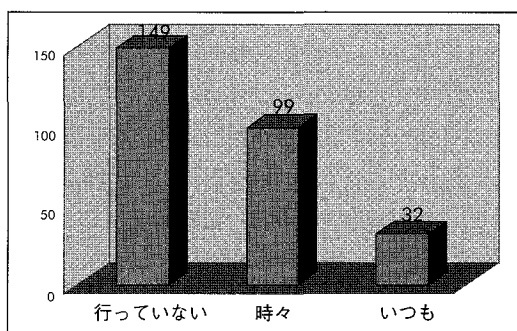


図6 遺族支援の取組みの状況

n=280

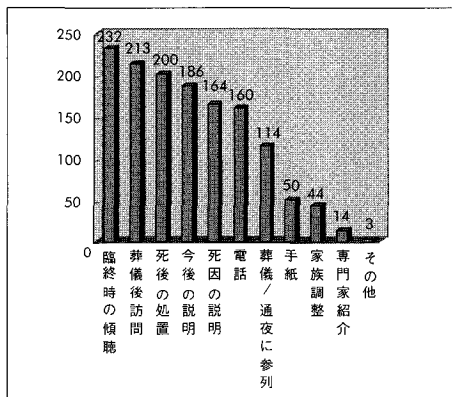


図7 遺族支援の取組みの内容
n=315
複数回答

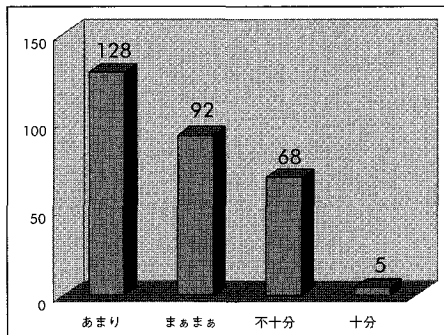


図8 遺族支援の現状
n= 293

5) 訪問看護師による遺族支援の問題点

遺族支援の問題点として、「在宅ケアとしてどこまで取り組むべきかという範囲が明確でない」と答えた訪問看護師が最も多く、64.1%であった(図9)。次いで、「訪問看護師の遺族支援に対する研修が十分でない」(52.7%)や、「遺族支援を行う余裕がない」(52.4%)との回答も多く見られた。

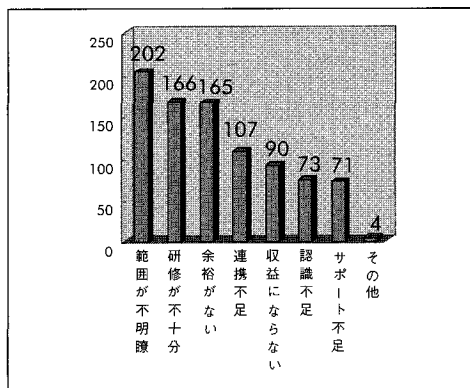


図9 遺族支援を行う上での問題点
n=315
複数回答

6) 在宅ケアにおける遺族支援のキーパーソン

回答者の53.0%が、在宅における遺族支援の中心として望ましい専門職は、「担当の訪問看護師」と認識していた(図10)。「精神科医やカウンセラー」や「セルフヘルプグループ」との回答はいずれも6.7%に過ぎなかった。

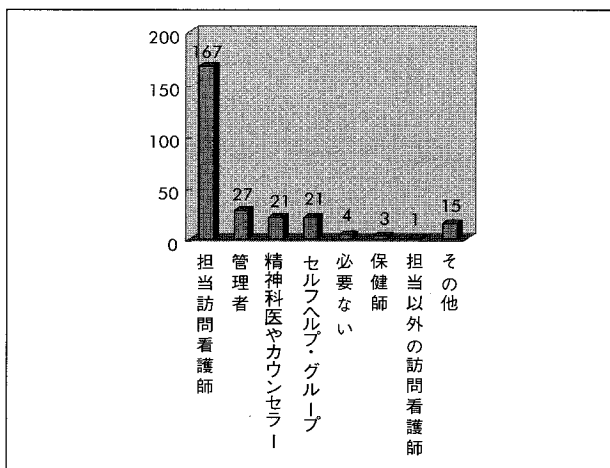


図10 遺族支援の中心となる専門職(優先順位1位を列挙) n=315

7) 遺族支援に対する学び

遺族支援に対する学びの経験に関しては、「特に学んでいない」との回答が最も多く、50.5%と半数以上を占めていた(図11)。「遺族支援について学びたいと思いますか?」との質問に対しては、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」をあわせて83.3%に上り、遺族支援を学ぶことへのニーズの高さが示唆される(図12)。学びたい内容に関しては、「遺族への接し方」が最も多く、67.3%であった(図13)。また、在宅における遺族支援において「範囲が不明瞭」という問題意識を持っているためか、「日本の現状」、「他職種との連携」、「社会資源」について学びたいという希望も多かった。

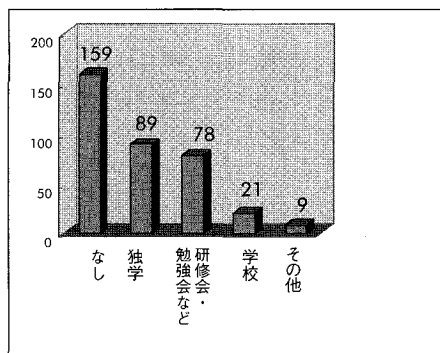


図 11 遺族支援を学んだことがあるか n=315
複数回答

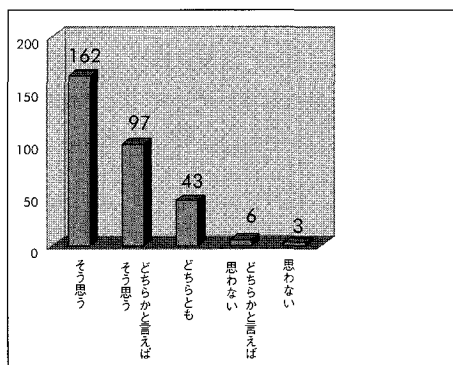


図 12 遺族支援を学びたいか n=311

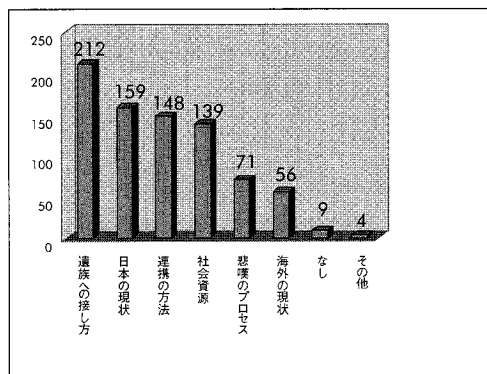


図 13 訪問看護師が答えた学びたい遺族支援の内容 n=315
複数回答

8) 利用者を看取った後の気持ちや体調の変化

利用者を看取った後、訪問看護師は気持ちや体調の変化として「悲しみ」82.8%や、「無力感」67.0%、「自責の念」62.2%を経験していた。その反面、「満足感」67.3%や「達成感」65.8%も経験していた(図14)。持ちや体調の変化に関連して困ったことについては、「困ったことがない」との回答が34.9%と最も多かった。一方で、「プライベートに支障をきたした」(20.6%)、「気晴らしができなかった」(14.9%)、「感情を表に出せなかった」

(14.6%)との回答も少なからず見られた(図15)。訪問看護師は看取りにおいて、悲しみなどの気持ちの変化を経験し、そのためにプライベートに支障をきたすなどの困難を感じており、訪問看護師のセルフケアの重要性が示唆された。今後、利用者・家族のみならず訪問看護師をも体験する死別後の悲嘆や死の準備について、研修等を検討していく必要があると思われる。

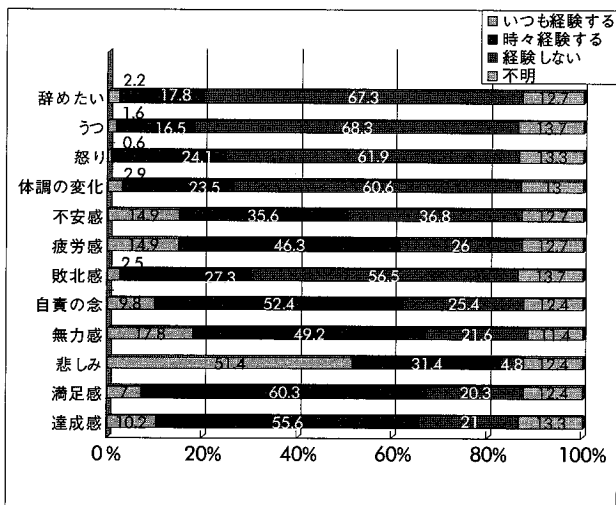


図14 看取り後の気持ちや体調の変化

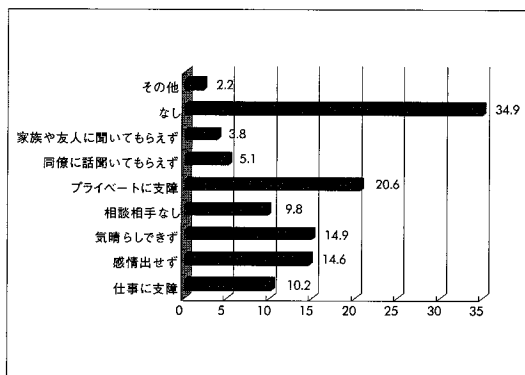


図15 気持ちや体調の変化で困ったこと

表2 回復期間

気持ちや体調の変化からの回復期間	人数		%
	数日	141	
	2～3週間	36	11.4
	1ヶ月	15	4.8
	2～3ヶ月	1	0.3
	半年～1年	3	1.0
	1年以上	4	1.3
	その他	44	14.0
	不明	71	22.5

4. 宗教家による遺族支援

目的

本研究の目的は、仏教僧侶による遺族支援の現状を把握するとともに、遺族支援に関する仏教僧侶の意識と関連要因を明らかにし、得られた結果に基づき、遺族支援における仏教僧侶が担う役割について検討することである。

方法

2005年9月～10月の間に、A市仏教会の協力を得て、A市仏教会会員寺院およびA市内にある各寺院を預かる仏教僧侶を調査対象とし、郵送による自記式質問紙調査を行った。本研究の倫理的配慮については、大学内で倫理面が審議され、さらにA市仏教会の研究協力者の承諾を得てから調査を実施した。調査に際しては、研究の趣旨、プライバシーの保護などについて記した書面を同封し、調査協力への同意・不同意に関しては、質問紙の返送をもって研究に参加する意思の確認とした。質問紙を1086部配布し、このうち224名（回収率20.6%）から回答が得られたが、回答への不備を含まない有効回答213名（有効回答回収率19.6%）を本研究の対象者とした。なお、A市内の寺院を対象として選定した基準については、市街地・寺町・旧村内の寺院が混在している地域であり、教義の偏りを防ぐために宗派が混在している地域であることを満たしていたためである。

調査内容に関しては、先行研究を参考にして、異なる宗派の仏教僧侶2名が遺族支援に関する項目案を列举し、遺族支援の専門家および他の仏教僧侶数名との検討を重ね、質問紙を作成した。また、予備調査として、その質問紙に対して数名の仏教僧侶に回答を求め、最終的に調査項目を決定した。

結果および考察

1. 回答者の属性

回答者の基本属性に関して、性別は男性200名（93.9%）、女性10名（4.7%）、無回答3名

(1.4%)であった。さらに年齢分布は20代2名(0.9%)、30代12名(5.6%)、40代29名(13.6%)、50代52名(24.4%)、60代45名(21.1%)、70代21名(9.9%)、80代3名(1.4%)、無回答49名(23.0%)であり、無回答を除いた平均年齢は56.55(SD=12.06)歳(N=164)であった。

現在の役職は、住職が183名(85.9%)と大多数を占める一方、前住職(2.3%)、副住職(5.6%)、衆徒(3.3%)も少数ながらみられた。ちなみに住職歴は最小1年から最大62年と幅広く回答が得られたが、平均年数は19.88(SD=12.22)年であった。さらに、全体として、8名の無回答を除外した205名の法務歴の平均年数は30.67(SD=12.14)年であり、最小年数3年、最大年数65年であった。兼職の有無では、兼職あり40名(18.8%)、兼職なし173名(81.2%)であり、兼職に関しては、大学教育などの教育機関、幼稚園や保育園、事務職、自営業などが挙げられていた。

所属宗派については、浄土真宗(50.2%)・浄土宗(16.4%)・日蓮宗(系)(8.0%)・真言宗(6.6%)・融通念佛宗(5.2%)・曹洞宗(4.2%)・臨済宗(1.9%)・黄檗宗(1.9%)・和宗(0.9%)・天台宗(0.5%)・法相宗(0.5%)・その他(3.8%)であった。わが国の仏教教団において、寺院数と檀信徒数からの規模から考えると、最大の仏教教団とされている浄土真宗がやはり半数を占めていることから、この分布について頷ける結果となった。しかし、浄土真宗と並んで巨大教団と言われている曹洞宗がかなり少ない割合になっていることはわが国の分布と大きく相違している点であり、このことを踏まえて以後の分析結果については、ある都市部における仏教僧侶の意識調査という位置づけで考えていくことにする。

2. 寺院の属性

寺院類型としては、檀家寺が85.0%と最も多く、次いで信者(祈祷)寺7.0%、檀家寺・信者(祈祷)寺3.3%、その他4.2%、無回答0.5%となっていた。寺院の所在地域では市街地の寺院が最も多く81.7%、次いで寺町の寺院9.9%、旧村内の寺院6.1%、その他2.3%となっていた。檀家／信徒／信者の集まり具合は「以前と変わらない」が最も多く41.3%、ほぼ同数で「減少傾向」が40.4%、「増加傾向」は17.8%にとどまり、無回答0.5%であった。この一年間における葬儀の回数を尋ねたところ、「0～5回」27.2%、「6～10回」30.5%、「11～15回」23.9%、「16回以上」17.8%、無回答0.5%であった。

また、仏教僧侶から自分が預かる寺院の檀家／信徒／信者の気質についての設問についての回答は、表1に示す通りであった。なお、度合については後述の分析の際に用いるため、仏教僧侶が檀信徒の気質に対してよりよく感じる段階を示している。

表1 檀家/信徒/信者の特性 (N=213)

檀家/信徒/信者の気質	人数	(%)	割合
篤信な同行が非常に多い	6	(2.8)	1
篤信な同行が比較的多い	100	(46.9)	2
篤信な同行があまり多くない	79	(37.1)	3
篤信な同行が少ない	26	(12.2)	4
無回答	2	(0.9)	
寺の世話を非常によくする	10	(4.7)	1
寺の世話を比較的する方である	88	(41.3)	2
寺の世話をあまりしない	74	(34.7)	3
寺の世話をほとんどしない	41	(19.2)	4
法要や先祖の供養には非常に熱心である	25	(11.7)	1
法要や先祖の供養には比較的熱心である	173	(81.2)	2
法要や先祖の供養はあまりしない	13	(6.1)	3
法要や先祖の供養はほとんどしない	1	(0.5)	4
無回答	1	(0.5)	

3. ターミナルケア（終末期医療）への実際の関わり

本研究における“ターミナルケアへの関わり”の位置づけを、“臨終の際の関わり”とした。その上にたって、実際の関わりについて尋ねたところ、「実際に携わっている」(5.2%)、「関心はあり、今後は関わることも考えている」38.0%、「関心はあるが今のところ関わることは考えていない」(53.5%)、「関心はない」(3.3%)という結果であった。

さらに、本人や家族から呼ばれたことがあるかどうかを尋ねたところ、「あり」(21.7%)、「なし」(78.3%)であった。「あり」と回答した仏教僧侶に対し、「その場でどのように接しましたか？」に対する回答で多くみられたのは、「家族の話を聴くようにした」(45.7%)、「臨終行儀を行った」(43.5%)、「亡くなる本人に語りかけた」(37.0%)であった。一方、「なし」と回答した仏教僧侶に対して考えられる理由を質問したところ、「一般的な通念として、仏教僧侶を生前に呼ぶべきではないと考えられているから」(38.9%)、「仏教僧侶は葬儀や法要を含めた宗教儀式を行うことがその役割と考えられているから」(35.9%)、「臨終の時は、家族や親族のみで時間を過ごしたいと考えられているから」(26.9%)が挙げられ、「その他」として、「病院で亡くなる方が多く、他の入院患者への影響があると考える」、「臨終の際に僧侶を呼ぶ習慣がないため」、「僧侶を不吉な存在としている」という回答が挙げられていた。

ちなみに、仏教僧侶が呼ばれた場所としては上述の回答が裏付けるように、自宅が最も多く、次いで「自宅・病院」、「病院」が同数で挙げられていた。

4. 遺族への関わり

遺族への実際の関わりとして、取り決められた葬儀や法事、法話などの宗教行動以外に、何か関わりをもっているかどうかを尋ねたところ、「関わりあり」(66.2%)、「関わりなし」(33.8%)という結果であった。その関わりの内容として、回答が多かったのは、「檀家参りのとき、読経のあとで教義(仏教や宗旨)に基づく死や生に関する話をする」(75.9%)、「檀家参りのとき、読経のあとで故人に関する話をする」(67.4%)、「悲しみや悩みを理解しようとしたり、心の安らぎを与えたりするような精神的サポートを行う」(47.5%)、「お通夜・葬儀や法事など、法要のときにじっくりと話をする機会を持つ」(46.8%)であった。

また、「関わりなし」と回答した仏教僧侶にその理由を尋ねたところ、「取り決められた宗教行為以外の関わりの必要性を感じているが、実際、難しいと思ってしまうから」(45.8%)、「寺務や法務が繁忙で、取り決められた宗教行為以外の関わりに対して余裕がないから」(25.0%)であった。少数意見として、「何をしたらよいか分からないから」(16.7%)、「兼職に就いているため、取り決められた宗教行為以外の関わりに対して余裕がないから」(6.9%)が挙げられていた。

また、遺族へのサポートについて、積極的な意識があるかどうかを尋ねたところ、「非常にある(36.6%)」、「ややある」(46.0%)、「あまりない」(14.1%)、「全くない」(0.9%)、無回答(2.3%)という分布になった。そのため、「あまりない」と「全くない」の割合が低いので、合算して「ない」という分類に改めた。さらに、無回答を除外し前出の「実際の関わり」とのカイ二乗検定を行った。その結果、統計的に有意となり、積極的な意識が非常に強い仏教僧侶でも「実際の関わり」はなかなか実践できていないということが明らかとなった(表2)。

そこで、従来の宗教行動以外に遺族との関わりをもっている仏教僧侶に関して、どのような要因が関連しているのかを分析した結果、個人・寺院の属性の中で、法務歴との間で有意傾向が見出された(表3)。つまり、遺族との実際の関わりをもっている仏教僧侶の方が関わりをもっていない仏教僧侶よりも法務歴の平均年数が短いことが明らかとなった。また、上記でも挙げられていた兼職によって差異があるかどうかを検討するためにカイ二乗検定を行った結果、有意な差異が認められなかった(表2)。

さらに、最近の宗教離れによって檀信徒の気質が仏教僧侶に何らかの影響を及ぼしている可能性があると考えたため、檀信徒の気質を前出の表1で示した分布から、「篤信的である」・「寺の世話をする」・「法要や先祖の供養をする」のそれぞれの度合を数値化し、

t検定を行った結果、すべてにおいて「実際の関わり」をもっている仏教僧侶の方が檀信徒の気質について、わずかながらよりよく感じている結果が示されたが、統計的には有意ではなかった(表3)。

以上の結果から、一般的には仏教僧侶は遺族支援に対して必要性を感じていることがあるにも関わらず、法務などの事情により必ずしも実践という形に結びついていないことが示された。過半数の仏教僧侶が遺族支援に対して様々な取り組みを行っている一方で、遺族が求めていることに十分応えているとはいえない傾向にあることが明らかとなった。6割強の仏教僧侶が「取り決められた葬儀や法事、法話などの宗教行為以外に何らかの関わりがある」という回答がある一方で、遺族支援に関する意識との関連から、積極的な意識がある仏教僧侶でも、実際の関わりは決して実践できているとは言えない。ただ、本研究からは明確な差異が明らかにされておらず、それらの関係性を明確にするために再調査が待たれる。また、檀信徒の気質をより宗教的であると感じている仏教僧侶の方が実際に関わり合いをもっていることが示された。すなわち、檀信徒の意識の低下とともに、仏教僧侶自身の動機付けにも影響を及ぼしていることが明らかとなり、檀信徒が篤信的ではないのに、一生懸命に仏教僧侶としての役割を追求することに意義を見いだせていないのではないかということが考えられ、今後そういったことも含めて検討を重ねていく必要性が示唆される。

表2 遺族への実際の関わりとサポートに関する意識および兼職の有無

		実際の関わり		Analysis
		あり	なし	
積極的な意識	非常にある	61 (29.3)	17 (8.2)	$\chi^2(2)=22.75$ ***
	ややある	67 (32.2)	31 (14.9)	
	ない	10 (4.8)	22 (10.6)	
兼職	あり	27 (12.7)	13 (6.1)	$\chi^2(1)=.04$ n.s.
	なし	114 (53.5)	59 (27.7)	

注：表中の数値は回答者数、() 内は% *** $p<.001$ n.s. : not significant

表3 遺族への実際の関わりと法務歴および檀信徒の気質

	実際の関わり		t値
	あり	なし	
法務歴	29.60 (11.53) (N=134)	32.69 (13.07) (N=71)	1.74
篤信的な同行が多いと感じる度合	2.56 (.71) (N=140)	2.66 (.79) (N=71)	.97 n.s.
寺の世話をすると感じる度合	2.65 (.86) (N=141)	2.75 (.78) (N=72)	.81 n.s.
法要や先祖の供養をすると感じる度合	1.94 (.45) (N=140)	1.99 (.43) (N=72)	.78 n.s.

注：表中の数値は平均値、() 内はSD

p<.10 n.s.: not significant

5. 遺族から仏教僧侶へのニーズ

「葬儀や法事などの宗教儀式を執り行うこと」・「葬儀後の定期的な檀家参り」・「教義に基づく死や生に関する話(説教・説法)をすること」・「信仰や人生の相談を通して、地域の中心的存在となること」・「遺族の悲しみや悩みをしっかりと聴くこと」・「心の安らぎや癒しを与えること」に対して、遺族がどの程度仏教僧侶に求めているかを仏教僧侶自身の考えとして尋ねた。その結果、「信仰や人生の相談を通して、地域の中心的存在となること」以外は、8割以上の仏教僧侶が「求められている」と回答していた(図1)。それ以外に、自由記述として回答があった事項は、「法話」、「葬儀後の供養の仕方(儀式)についての教え」、「遺品の処理や相続についてのアドバイス」、「地域社会における役割」などが主に「求められている」ものとして挙げられていた。

そこで、この仏教僧侶が考える遺族からのニーズを「非常に求められている」(1点)から「全く求められていない」(4点)と数値化し、前出の「実際の関わり」の有無により差異があるかどうかをみるため、t検定を行った。その結果、定期的な檀家参りを除いて従来の宗教行動とされている宗教儀式の執行に関して有意な傾向があったのをはじめ、他の4項目において統計的に有意な差異があることが示された(表4)。統計的に有意ではなかった項目を含めてすべてにおいて、従来の宗教行動以外の関わりをもっている仏教僧侶の方が遺族のニーズとして強く感じている結果となった。

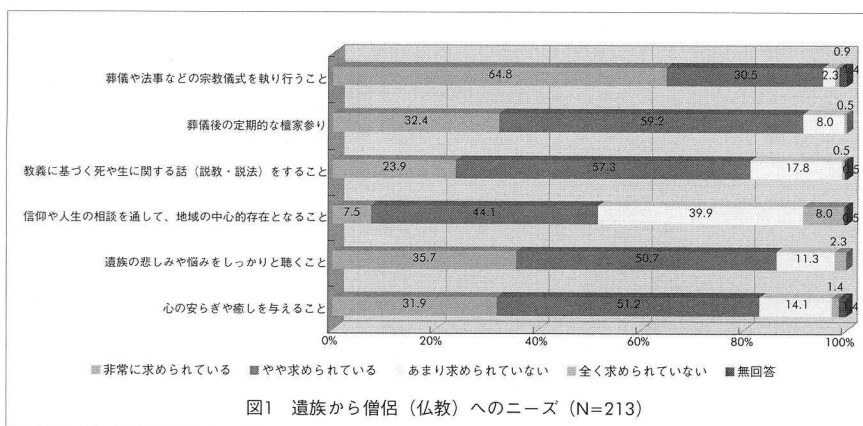


表4 遺族への実際の関わりとニーズ得点

	実際の関わり		t値
	あり	なし	
葬儀や法事などの宗教儀式を執り行うこと	1.33 (.53) (N=138)	1.50 (.67) (N=72)	1.91
葬儀後の定期的な檀家参り	1.74 (.62) (N=141)	1.82 (.59) (N=72)	.93 n.s.
教義に基づく死や生に関する話（説教や説法）をすること	1.84 (.64) (N=140)	2.17 (.65) (N=72)	3.54 ***
信仰や人生の相談を通して、地域の中心的存在となること	2.36 (.75) (N=140)	2.72 (.70) (N=72)	3.37 **
心の安らぎや癒しを与えること	1.65 (.66) (N=141)	2.11 (.76) (N=72)	4.64 ***
遺族の悲しみや悩みをしっかりと聴くこと	1.72 (.66) (N=138)	2.08 (.75) (N=72)	3.58 ***

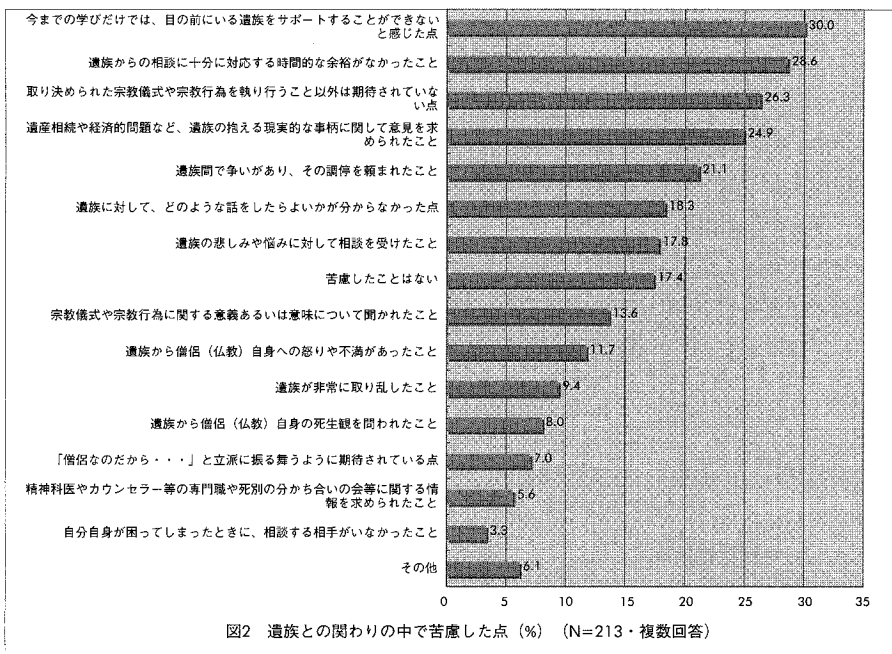
注：表中の数値は平均値、（ ）内はSD

*** p<.001 ** p<.01 p<.10 n.s.: not significant

6. 遺族への関わりの中での苦慮

遺族への関わりにおいて、仏教僧侶が苦慮した事項の出現頻度を示したのが図2である。多数の仏教僧侶にみられた回答として、「今までの学びだけでは、目の前にいる遺族をサポートすることができないと感じた点」(30.0%)、「遺族からの相談に十分に対応する時間的な余裕がなかったこと」(28.6%)、「取り決められた宗教儀式や宗教行為を執り行うこと以外は期待されていない点」(26.3%)などが挙げられていた。また、その他の意見として、「自己中心的な考えで仏教について大きな過信をもち、話をきかない時などに苦慮した」

という意見も挙げられていた。そして、遺族への関わりの中で、「苦慮したことはない」という回答が17.4%ということから考えると、逆に8割強の仏教僧侶が遺族への関わりに関して何らかの苦慮を感じたことがあるといえる。



7. 遺族支援に関する学びについて

前項の最も苦慮した点として挙げられていた学びについて、その有無を尋ねたところ、今までに学んだ経験のある仏教僧侶は54.9%で、そのような経験がない仏教僧侶は45.1%であった。そして、その学びの場所（あるいは手段）に関する設問の回答結果は、「書籍などを用いて自分で学んだ」(54.7%)、「宗派の教育機関」(46.2%)、「講演会や説法会（布教会など）」(45.3%)、「師僧、先輩僧から個人的に教えてもらった」(26.5%)、「（仏教系の）大学や専修学校など教育機関」(23.1%)、「学術大会あるいは関連学会」(13.7%)、「遺族会」(1.7%)、「その他」(7.7%)であった。

さらに、今後の学びへの欲求度を尋ねたところ、「学びたい」(39.0%)、「どちらかといえ

ば学びたい」(37.6%)、「どちらともいえない」(16.9%)、「学びたいと思わない」(2.3%)、「どちらかといえば学びたいと思わない」(1.9%)、無回答(2.3%)であった。また、遺族支援について知りたいことや学びたいことに対する回答の結果は、「遺族への具体的な接し方」(36.6%)や「遺族に向けての説法や、説教の仕方」(36.2%)、「遺族が僧侶に期待していること」(33.8%)が挙げられていた。

今までの学びに対して、このままでは遺族を支援することが不十分であると3割の仏教僧侶が認識していることから、早急に遺族支援に関する教育プログラムを構築することが望まれる。実際、遺族への精神的サポートの学びについては、54.9%の仏教僧侶が何らかの形で学んだ経験があることが明らかとなったが、このような苦慮が挙げられるということは、学んだ経験があるのに困難であると捉えているとも解釈でき、今までの教育プログラムを再検討する必要があるだろう。さらに、今後の学びについて、「学びたい」と「どちらかといえば学びたい」を合わせると8割弱の仏教僧侶が望んでいることが明らかとなり、学びに対するニーズが多数挙げられたことから見直しは急務であると思われる。

5. おわりに ―地域における遺族支援システムの構築―

遺族への支援を提供する者として、①遺族同士、②家族・親族・友人知人、③医療関係者・宗教家・学校関係者・葬儀業者など遺族に接する人々、④カウンセラーや精神科医などの専門家、⑤公的機関が挙げられる。それぞれの提供者による遺族支援は必ずしも独立しているわけではなく、互いに連携し、協力して行われる場合も多い。一部のホスピス・緩和ケア病棟で実施されている遺族主体のサポートグループはその一例である。

わが国では、遺族同士による相互支援であるセルフヘルプグループの活動は各地に広く展開されつつある。しかし、当研究会がこれまでに実施した遺族支援の実態調査によると、ホスピス・緩和ケア病棟を除く医療機関での遺族支援や、宗教家や学校関係者による遺族支援は決して充実しているとは言えない。またカウンセラーや精神科医については、遺族支援への関心や理解がまだまだ低いようにも思える。公的機関に対しては、母子・父子家庭への生活支援などにとどまらず、地域の遺族支援活動に対する支援が期待される。その一方で、当研究会の調査報告によると、一般病棟の看護師や、訪問看護師、養護教諭、宗教家といった遺族に接する機会のある臨床家の多くは、遺族支援の必要性を認めて

おり、また自らも遺族支援を学びたいと考える者も少なくなかった。今後、遺族支援に対する教育・研修の制度を確立していくことで、遺族支援の活動は大きな広がりをみせるものと思われる。

遺族支援は、遺族のニーズに応じたケアが提供されてはじめて有効である。しかし、遺族のニーズは極めて多様であり、また長期にわたるケアを要するケースもある。一機関で提供できる遺族ケアには限界があり、それゆえ地域の社会的資源と連携して、地域全体として遺族へのケアを考える必要がある。医療関係者、学校関係者、宗教関係者、そして各地域で利用できる社会的資源、例えばセルフヘルプグループや電話相談、行政の支援制度などが連携をとり、遺族にとって最も有益な支援が選択できるような体制が望まれる。将来的には、「遺族支援センター」のような独立した専門機関が設立され、それを中心として地域の遺族支援システムが構築されることを願っている。

[さかぐちゆきひろ・関西福祉科学大学健康福祉学部健康科学科講師]

[もりたかふみ・大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程]

[あかざわまさと・大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程]

[おかもとふみこ・大阪市立大学医学部看護科助手]

[くろかわかよこ・龍谷大学短期大学部講師]

[せらのぶかつ・真宗大谷派僧侶]

[にしまきまり・関西福祉科学大学健康福祉学部健康科学科講師]

[こめむしけいこ・京都産業大学学生相談室主任カウンセラー]

[つねとうさとる・大阪大学大学院医学研究科教授]

[引用・参考文献]

Castro, D. 2000 *La mort pour de faux et la mort pour de vrai*. 金塚貞文 (訳) 2002 あなたは、子どもに「死」を教えられますか?—空想の死と現実の死 作品社.

出口久美 2005 葬儀社によるグリーフケア—活動の経緯・現在の成果・これからの展望 緩和ケア 15 (4) : p. 290.

長谷川浩 1992 宗教を信じない人の死の受容 ターミナルケア 2, 80-83.

鎌田尚子 1999 養護教諭の新たな役割と小児科医への期待 日本小児科学会雑誌 103, 980-981.

黒川雅代子 2005 コミュニティの中のグリーフケア—セルフヘルプグループによるグリーフケア 緩和ケア 15 (4) : 280-283.

- 並木茂夫 1999 中学生の生活を巡る諸問題 日本小児科学会雑誌 103, 982-983.
- 大村英昭・金児暁嗣・佐々木正典 1990 ポスト・モダンの親鸞 同朋舎出版.
- 大谷尚子・森田光子(編著) 2003 養護教諭の行う健康相談活動 東山書房.
- 坂口幸弘 2005 グリーフケアの考え方をめぐって 緩和ケア 15 (4) : 276-279.
- Sakaguchi Y., Tsuneto S., Takayama K., Tamura K., Ikenaga M., Kashiwagi T. 2005 Tasks perceived as necessary for hospice and palliative care unit bereavement services in Japan. *Journal of Palliative Care*, 22(4), 320-323.
- 坂口幸弘・野上聡子・村尾佳津江・岸田典子・井出準子 2005 公立総合病院の一般病棟における遺族ケアの現状と看護師の意識 看護実践の科学 30 (10) : 72-77.
- 澤田愛子 1997 高齢者における配偶者死別後の悲嘆と回復 一農村社会における聞き取り調査からの一考察 人間学紀要 27, 113-135.
- 曹洞宗宗勢調査委員会編 1984 宗教集団の明日への課題 曹洞宗宗務庁.
- 賞雅さや子 1997 仏教者による対人援助とパストラルケア・カウンセリング 龍谷大学大学院研究紀要(社会学・社会福祉学) 5, 37-52.
- Yalom, I. D. 1980 *Existential psychotherapy*. New York: Basic Books.

大阪大学21世紀COEプログラム

「インターフェイスの人文学」研究報告書2004-2006（全8巻）

文学研究科 人間科学研究所 言語文化研究科 コミュニケーションデザイン・センター

-  第1巻 岐路に立つ人文学
-  第2巻 人文学討議空間のデザインと創出 ―若手研究集合―
-  第3巻 トランスナショナルリティ研究
-  第4巻 世界システムと海域アジア交通
-  第5巻 イメージとしての〈日本〉
-  第6巻 言語の接触と混交
-  第7巻 モダニズムと中東欧の藝術・文化
-  第8巻 臨床と対話

代表者 鷲田清一（拠点リーダー）

通巻編集 三谷研爾・藤本武司



第8巻 臨床と対話

#Volume 8 Clinical Dialogues

発行日 2007年1月31日

責任編集 中岡成文

編集 高橋 綾

発行 大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」
〒560-8532 大阪府豊中市待兼山町1-5
大阪大学大学院文学研究科内 COE事務局

組版・印刷 有限会社松本工房

表紙デザイン 西田優子

